平成２８年第２回南幌町議会定例会

一般質問（質問者８名）

（平成２８年１２月８日）

①「女性が住みやすいまちづくりを」

菅原議員

　女性が住みやすいまちづくりを、について町長にお伺いいたします。本町では、子育て支援策の充実に力を入れ、知名度アップにもつながっていると思います。しかしながら、本町の特殊出生率は２０００年では１．２２、２００５年では１．１６、２０１０年では１．１５と年々下降しているのが現状です。また、高校や大学を卒業する若い女性の転出も目立ってふえています。本年２月に出されました「南幌町人口ビジョン」での町独自に設定した合計特殊出生率の目標数字は、２０２０年、１．２５、２０３０年、１．３３、２０４０年、１．５０、２０６０年、１．８０となっています。人口減に歯止めをかけるには、この出生率が大きくかかわっているものと推察されます。これは本町も例外ではありません。これからのまちづくりには女性が安心して住むことができるということが、必須条件となってきます。このことは、女性が子供を生み育てることだけをいうのではなくて、いかに女性が元気で楽しく安心して暮らしていけるまちづくりをするか、ということだと考えます。そこで町長に２点伺います。

１、合計特殊出生率を上げるためにどのような施策を考えているのか。

２、女性が住みやすいまちづくりをどのようにしていくのか。を、伺います。

町長

　女性が住みやすいまちづくりを、の御質問にお答えします。国では地方創生に係る長期ビジョンの中で、道では人口減少問題に対する取り組みや北海道創生総合戦略の中で、人口減少の緩和や人口減少による地域に生じるさまざまな課題の対応について策定されています。本町では昨年度に、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、「南幌町人口ビジョン」を策定しています。この中で、目標人口の推計と検討課題を示していますが、短期的には移住・定住施策を重要課題として推進していくこととしており、中長期的な人口増加策は、子供の出生数をふやすことと、合計特殊出生率を上げることが重要であると考えています。一般的には合計特殊出生率が２．０７で推移しないと人口減少が拡大すると指摘されていますが、本町では大きく下回っているのが現状です。このような状況は本町だけではありませんが、目指すべき将来の方向性として、親の夢や希望と子供たちが元気で活気あふれるまちにするための施策を推進し、将来のまちづくりを担う若い世代の結婚・

出産・子育てをまちぐるみでサポートする取り組みを進めてまいります。このため、女性が元気で安心して暮らせるまちづくりという視点は必要であると認識しています。

１点目の御質問については、合計特殊出生率を上げるための施策をつくることは容易ではありませんが、子育てや教育、福祉などの施策を始め、国や道における取り組みも踏まえて検討してまいります。

２点目の御質問については、先ほどから述べさせていただいたことを踏まえ、第６期総合計画の策定過程の中で、町民の皆さんからも御意見をいただきながら、女性が安心して生活できる施策を含め総合的に検討してまいります。

菅原議員（再質問）

ただいま御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。まず１つ目の出生率の関係なんですけれども、この２０２０年１．２５から２０６０年１．８０となる根拠とか計算方法について、人口ビジョンの中でも書いてはありますけれども、それは人口動態によって出した数字だということは書いてありました。国立社会保障人口問題研究所の出生動向基本調査では、未婚女性の欲しい子供の数は平均２．１２人、既婚夫婦の理想の子供数は平均２．４２人。予定子供数が２．０７人、日本創成会議では希望出生率１．８人に想定を参考にして、北海道全体と札幌市では、希望出生率を２０３０年１．５１人、２０４０年で１．８０人、この数字は本町の２０６０年の１．８０人と、２０年違います。私も考えますところやはり本町では、人口がたくさん伸びたとき、私たちが来た時期ですけれども、その時に若い方たちがたくさん移り住んで、子供さんをたくさん生み育ててきたという事実がありますから、本町の１．２５とか低い数字は私もいたし方ないのかなという思いではあります。しかしながら、これからまたここに若い方たちに来ていただく、それから若い方たちが学校を卒業して出ていく方がほとんどいます。その方々をどうやって引きとめておくか、それと親元のところに来てもらうにはどうしたらいいか、そういうことも私はこれから重要な一つの戦略になっていくのではないかなと考えてます。本町でも多子世帯への支援が重要なのかなと思います。これからの２人目３人目の多子世帯への支援が必要なのかなと。やっていく中で予算が間に合わないという、うれしい悲鳴が上がるようなことを考えていただければ、私もいいのかなと思います。

２番目の質問に変わりますけれども、最近ですね、お答えいただきますときに戦略チームとか総合計画の中でということで、具体的な御答弁をいただけないことがちょっと多いなと私は感じております。今回の御答弁の中でも、第６期総合計画の策定過程の中でというお答えをいただきまして、詳しいお答えがなかったので町長のお考えを伺いたいところなんですけれども、例えばですね、ハローワークとかマザーズハローワーク、人口ビジョンとかのいろんなところを見ますと、国で資格取得の支援制度をしているので、本町でもそれをお知らせしていきますということが

載ってるんですけれども、例えばハローワーク、マザーズハローワークなど資格取得の支援制度を行っていますけれども、ある一定の条件があります。それに満たさなければ、それも難しいということで、それからまたハローワークに来所したり、民間委託されてる学校まで行かなければいけません。そこで、例えばですけれども、役場の職員の方たちでもパソコン操作がとてもすばらしいと私は常々尊敬してるんですが、そのエクセルやパワーポイントなど、簡単なパソコン操作を教えながら、それから本町では保育士さんとか幼稚園、教諭免許を持っている職員が何人かいらっしゃいますので、その方たちが隣の部屋でお子さんたちを見ていると。子供たちを保育しながら本町でどこにも行かなくても、簡単な操作ができるということを教えてはいかがかなと思います。本町職員も大変忙しいのは私もわかっておりますけれども、やはりそういうことも一つの策ではないのかなと、これは本当の一つの例です。それから職員が行うことによって、住民にとって役場に来ることとか、それから職員の方とお話しすることが、とても身近になっていくのではないかなと思います。本町では地域担当制というのもありますから、そのことを通じてでも私は、できるんではないかなと考えています。これはほかの地域の方たちとか、ほかの方でもできるんですけれども、やはり私が考えますには、行政がやらなければいけないこと、やるべきこと、それから民間がやらなければいけないこと、やるべきこと。それと行政と民間が一緒にやらなければいけないこと、やれることがあります。そのほかにもう一つ、行政がやったほうがいいこと。これが一番大事なことだなと私は考えています。地域や住民の方ができる、行政がやることにより、できるけれども、行政がやることにより、より身近に感じられたり、それから行政がやることによって安心感というものが、住民の方々に感じていただけるのではないかなと思っています。本町では雇用対策が大変難しいので、企業誘致なども頑張っていらっしゃいますけれども、なかなか何十人とかっていうそういう規模には至らないです。本町では、近隣市町に働く場所が何カ所かありますので、そこのところに行く、働きに行く環境づくりというものをこれからは考えていかなければいけないのかなっていう思いでいます。やはり若いお母さんたち、それから子育てをちょっと一段落終えて働きたいと思う方々に、本町ではなかなか難しいからと言って来てもらえない方たちでも、そういう環境があれば、じゃあ南幌町に住んで働くのはちょっとでも仕方がないかと。そういうような考え方を持っていただけることも一つではないのかなと思っています。それから第５期前期の総合計画、さっき６期のお話いただきましたけど、第５期総合計画の中では、各種審議会委員会での女性委員２０％登用、これはもう私はクリアできてると思います。それから女性就業者の意識啓発、環境づくり。これも本町では、たくさんの農業関係者の勉強会などもしていただいてますので、これはもう本当にありがたいことだなと私も思っております。それから女性が住みやすいまちづくりをつくり上げていくための、第６期総合計画の策定過程の中の話ですが、意識とかそれからニーズなどの把握、分析をどのようにしていくのか、出生率と関係するんですけれども、女性が子育てなどに不安なく暮らせ

ること。より出生率が上がってる自治体もありますから、このことを若い女性、未婚の女性を含めまして、いかに本町に留まっていただけるか、それからまた若い女性が来て、子供を生んで安心して暮らす、育てていけるようにするための意識ですね、その意識分析をどのようにしていくのかをお伺いいたします。

町長（再答弁）

菅原議員の再質問にお答えをいたします。いろいろお話をいただきました。ちょっと私と菅原議員の感覚、世論とは違うかなと。今まで住民の意見を聞け、行政指導がおかしいぞということで、第５期総合計画も住民の意見を聞きながら今やってるところです。その成果がどういうふうになってるか、今分析をしなきゃなりませんけども、それをやめて、行政主導でやれと。根拠がどこにあるかどうか、今まで住民の声を聞け聞けと、菅原議員もたくさん言っていました。ただ、そのことを言っていると私はやっぱり、住民の意見を聞いてみんなでつくる協働のまちづくりが、私はベストではないかなとそういうふうに思っております。ですから第６期の総合計画も皆さんの御意見を聞く、アンケートもとる、あるいは懇談会もする、そんな中でこれからのまちづくりをどうしていくかということであります。

それから、特殊出生率、うちは２０年も遅れてるんじゃないかと、数字だけ並べるのは簡単です。ですけども、私どもは現実味をもって、町民の皆さんに拡大するわけにはいきませんので、現実に沿った形の現状を見ているところでありますので、御理解いただきたいなというふうに思っております。それから、いろいろお話があったところでありますが、職員がいろいろやれと。職員の定数を減らせと皆さんからも言われてきている、そして今減らしているところです。なおかつ道から移管事業で事務がふえておるところです。思いはわかりますけれども、その中で地域担当制や出前講座をやりながら、私どもでできる範囲で今、住民の方々と接しておりますし、また窓口に来られる住民の方は、職員と常に対話をしておりますんで私はその辺は、ある程度はなっているだろうと。ただ特別に部屋を設けてやれという環境には、まだそういう状況にはなっておりません。それから、女性が活躍できるアピールの仕方がちょっとあれかなというふうに感じたんですが、うちの町は女性が活躍して、皆さんのとこに４人もいるじゃないですか。道内でそんな議会はありませんよ、こんな率の高い。だから環境的には非常に、町内では女性が活躍できる場所は民生委員の協議会も含めて、女性が多く来ていただいて、それも手を挙げて来ていただいてる方も多いわけです。そういう意味では、私は自然とうちの町は女性もちゃんと活躍してるんだろうと。そんな中で今後も進めていければいいんではないかなというふうに思っておりますし、当然、第６期の中でもそういう部分は入っていかなければなりませんので、やはり、今ちょうど節目であります。後期がことしで終わります。ですから来期に向けて、町の指針である、その中にどう盛り込めるか。これから策定するわけでありますので、その中で少しでも反映できたらいいんじゃないかなというふうに考えおります。

菅原議員（再々質問）

今御答弁いただきましたけれども、ちょっと私のお話したことが誤解があったように思いますので、お話させていただきますが、私は行政がやらなければいけないことをしてください、ということを今まで私はお話は確かにしてきました。しかしそれもありますけれども、行政がやったほうがいいこともあるのではないかなと。私は全部が全部行政がやってください、それとも行政は要りませんということをお話しているのではなく、やったほうがいいこともあるのではないですかということをお話させていただいております。そこは誤解のないようにはお願いしたいと思います。

私は出生率に関しましては、やはり私も難しいということは十分わかっております。私も子供を産み育ててきましたから、そして私は南幌町に来て子供を育てました。本当にこの自然豊かで空気もおいしくてお米も美味しくて、っていうところで私は満足してますから、今もずっと住み続けているわけです。ですからそういうことを、私たち世代が来たときと、また若干違ってるということを私も十分踏まえています。この２０年違うのではないかということを私はどうしてですかってことをお話してるんではなく、例えばこういうこともありますけれども、本町では難しいですよねっていうことを、先ほどお話した中で、まだ本町でやっていること、子ども・子育て支援事業計画それからガイドブック、いろんなことがやってます。こんなにたくさんやってます。それは、私も十分理解しているところです。ですから、本町では子育て支援は本当に充実してますということを私は、前の一般質問の中でもお話した経緯があると思います。それですけれどもやはり来ていただけない、それから出生率が低いということ。こういうことを踏まえまして、これからももう少しやはり考えることも、またプラスしてあるのではないかなと。その中で多子世帯への支援も、これからは重要ではないですかということをお話しているわけです。その多子世帯についての支援はこれからまた考えていかれると思います。これは、お答えはいりません。

それから、先ほど、職員がっていう話がありましたが、これは先ほども何回も言いましたが、一つの例として私は言わせていただいたことで、職員の方が減っている中で分権が進んでる今、とても大変っていうことは私もよくわかります。ですけれども、やはりその中で一歩踏み込んでこういうことを考えていくことも一つの案ではないですかということを私はお話しているわけで、私はこれを絶対やってくださいっていうことをお話してるわけではないです。ただ住民の方々の中には職員さんとはなかなかちょっと打ち解けられないとかっていいますのもやっぱり役場に入るっていうことは、皆さんにとっては当たり前のことですけども、住民の方々にとっては、ちょっとどきどきしたり、中に入るだけでもちょっとどうしようっていう思いがある方もいらっしゃるんですよね。ですから、職員の方がもう少し身近になっていけるのではないかなという、これは本当に一つの例です、提案です。ですか

らこれは絶対やってくださいということでお話ししたわけではありませんので、これについての答えは必要はありません。それから先ほども言いましたように若い女性の方たちが２０％クリアしてる、それから農業関係者の方々も勉強会していただいてる、私はこれは大変評価してると先ほども申し上げました。そのことも誤解のないように、私は批判をしているわけではありません。活躍してるという社会教育審議会の方を見ましても多数の方が女性入ってます。その中で女性のことをいろいろ考えていっていただけるんだろうなと思いますけれども、お答えの中にこの第６期総合計画というお答えをいただきましたので、私はもう少し具体的なお答えをいただけるのではないのかなという思いで、この質問をさせていただきましたが、６期総合計画の中でというお答えしかいただけませんでしたので、もう一歩踏み込んだお答えはないでしょうかということで、再質問させていただきたいと思っております。この女性が住みやすいまちづくりをつくり上げていくのは、やはり男性の目と女性の目と、両方の目で築き上げていかなければいけない問題だと私は思っています。その中で、もし６期総合計画の中でアンケートと先ほどお答えいただいたいたように思いますが、これからその意識調査ですね。特に出て行かれる方、それから札幌に住んでる若い女性の方々、どうしたらこの町に住んでいただけますかというための意識、ニーズ調査などをどのように把握して分析をしていくのか、私はこの点がとても重要であると思いますので、このこと１点だけについてお伺いいたします。

町長（再々答弁）

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。第６期総合計画は今始まったばかりで、どうするんだって言われても中身がまだ具体的に、審議委員にお願いしてこれから方針等々はお話して、細かい内容については今審議中でありますので、その中で多分出ていただけるんだろうというふうに思っております。それぞれお話ありましたけれども、アンケートもとりますんで、私どもはあくまでも南幌町の第６総合計画であります。町民の皆さまの御意見をいただくというのが、基本ではないかなというふうに思っております。ただ、今転出転入の時にもアンケートをいただいておりますので、それらも参考にしながらこれからもやっていくということでいますんで、全然手を抜いてやってないっていうんじゃなくて、やりながらどういうふうにしていくかということでありますんで、今の役場のお話もいただきましたけど、私のほうにはすごく、よそから来た人は身近な窓口で非常にありがたいと、職員と接することができるという御意見もいただいておりますのでそれらを総合的に判断しながら、私は進めていきたいと思ってます。

①「食育を通じたまちづくり～食育宣言のまちへ～」

内田議員

私は食育を通じたまちづくりということで、食育宣言のまちへということで町長に伺います。本年度、国や道の食育計画に基づき、本町においても食育推進計画が作成されました。南幌町は町の面積のおおむね７０％が農地で農業中心の町です。食育推進計画における基本理念や目標は、農業を基幹産業とする我が町として、このようなすばらしい計画をより町民に関心を持ってもらいたく、「食」に対するクリーンなイメージを力強く推進していくため、また生涯にわたって健全な心身を培い心豊かな人間性を育むためにも、計画を一歩進めていくべきだと思います。例えば「食育宣言のまち、なんぽろ」として宣言し、町のイメージアップ策の一環として取り組んではいかがでしょうか。安心・安全な農産物の生産と食育宣言をすることは、本町定住者の拡大につながる可能性があると思います。町長の考えを伺います。

町長

食育を通じたまちづくり、食育宣言のまちへ、の御質問にお答えします。本町では平成１７年に施行された食育基本法、そして北海道のどさんこ食育推進プラン第３次改訂版が平成２６年に策定されたのを受け、この３月に本年度からの５カ年を計画期間とした南幌町食育推進計画を策定しました。本計画の基本理念は、農業が持つ食のすばらしさを伝えることであり、本町の食育を推進するために、その基本理念に沿って、食べることを知る、健康のための食生活を学ぶ、そして食育を通じたまちづくりという３つの目標に向けて、すでに実施している事業も含め、ライフステージごとに特徴を捉えた食育事業を実施することで、その達成を図るものです。また、本計画は小さなお子さんからお年寄りまで、すべての町民が食育について関心を持ち、本町の基幹産業である農業と食のかかわりに触れ、食べることを通じて生きる力を育み、健康で豊かな生活を送るための一助となるよう願うものです。さらに、町民が食の大切さを改めて認識し、家庭や学校、職場など様々な場面において、それぞれの立場や役割に応じた食育を心がけてもらうことで、健全な食生活を将来につないでいくための食育が本町においても確立され、その結果として町のイメージアップや本町定住者の拡大につながっていくことを期待します。

議員御提案の食育宣言も食育を推進するうえでの一つの手法と考えますが、計画初年度となる平成２８年度は、基本理念に基づいて各種事業を展開することに専念し、食育が町民の中に広く深く浸透し、健康で心豊かな食生活が実践されるよう目標達成に向けて取り組んでまいります。

内田議員（再質問）

まず慎重な審議をしていただきました、南幌町食育推進計画策定委員の皆さまに

はお礼を申し上げます。これをいただいた時にですね、私は食ですから本当によくできて、懐石料理を上げ膳据え膳でいただいたような、本当にすばらしいなと思いました。でもふと考えた時にですね、これで町民がどのようにかかわれるのかなっていう、そのかかわりたいっていう、そういったところもないくらいすばらしいものだなと思いました。ですから、それを一歩進めるためにやはり町長は農業ですから、その思いをもう少し出していただきたく、再質問させていただきます。この計画の始めに町長が力強い言葉を述べております。それで私は、昨年道外視察で２カ所行ってきました。たまたま子育て応援宣言、同僚議員がその中で質問されております。本当に地べたを這うように、ありとあらゆる子育てに対しての補助をされてるように思いました。どうしてそれができるのかなと。そして、町のバランスとして高齢者の方はどうなってるんですかって聞いたところですね、子育て応援宣言の中に盛り込まれているわけです。子供たちは次世代を担うかけがえのない存在です。町を守り支えてこられたお年寄りとともに大切な宝物ですと。この宣言文に載せて理解をいただいておりますということでした。またもう一つは、村がなくなったんですけれども、村民の方が村を宣言し村の大切さを将来の子供たちに伝えよう残そうっていうことで、住民が宣言をした「あば村宣言」っていうところに行ってきました。行政と民間、町民がっていう２通りの宣言をしたまちを見せてもらったんですが、その施策の内容、そのことよりもやっぱりリーダーとしての思いが、将来に伝える思い、そして町民の宣言ということは町全体が。今回町長がプールの落成式のときにですね、私は本当にうれしかったです。でも町長の公約にありました。もしこの公約がなければ、ことしプールはできたかな、できたかもしれません。でも、そのことを私たち町民が受け止めた、そういうことが大事なのではないかと思うんです。それが協働のまちづくりではないかと思います。それで私も本当に否定するところはありません。よくつくってもらったなと思うんですが、食の大切さ、町民も今皆さんもそれぞれに考えて勉強して、やってますから。町民の後ろをいくようなことは、やっていただきたくないと思います私は。私も、ここの中にほんの一つだけ。書いてあることに心引かれたんです。添加物です、パンとお米、御飯の違いということで、本当だなと思いました。私も餃子づくりで添加物、私がリーダーのときは食品偽造とか、中国産餃子でつくったんだけど、またさらに添加物のことでつくりかえるっていうことに遭遇しました。１，５００種類ぐらいもあるそうです。そして私たちが、年間口にする添加物は２０キロぐらい、一生でドラム缶１本と言われています。そういう時にですね、やっぱり農家の方も先進的にイエスクリーンとかＪＧＡＰとか取り組まれていること。さらに、町民も理解し町と町民と、また農家の方も一緒になって勉強しながらやっていくと。そういう、先ほども総合計画に盛り込まれていってほしいと私は思うし、そういう答弁を期待していましたが、この答弁は本当に、こちらに書かれてることですから、理解はします。けれども本当にそれでいいのか。ほかの計画と同じようになってしまうのではないか。鉄は熱いうちに打てという言葉もあります。ですから町長の思いでもって、町長がよく言

う、うちには優秀な職員がそろってる、そういうことで計画は計画として、また実行は実行として、是非力強く進めていただきたいと思います。それで私は思うんですけども、やっぱり足りないなって思う言葉、私が望む言葉です。総合計画を最高、上位の計画として、自然の恵みと開拓精神を糧にとある教育目標とともに、町民の守ると決めた町民憲章とともに、進めていくべきだと私は思います。原点に立ち返る場所をつくるべきだと思います。前教育委員長をしておられました、蔵先生ですが、町が発展してきた礎を知ることは、未来に生きる子供たちに勇気と希望を与えてくれるものです。心豊かに生きる人の育成に努めるという、南幌町教育目標を再確認したいと思いますという言葉を述べていらっしゃいます。そういう大きな目標をやっぱり率いてリーダーシップをとるべきと考えますが、このことを６期総合計画に盛り込んでさらに練っていくお考えはあるか再質問して、本当によくできているので、そのことをお聞きして私は終わりたいと思います。お願いします。

町長（再答弁）

　内田議員の再質問にお答えをいたします。食育推進計画つくらさせていただきました。これは今、議員おっしゃられたとおり我が町の背景、基幹産業農業の町で先祖代々からずっと今あるのは、そういうのがあったから、今の南幌町が私はあると。これからも大事な資源、身近にある食の大切なものがあるわけでありますから、当然食育を通じてこれは世代を問わず、先ほども申し上げましたけども、いろんな世代に全部浸透させる。計画ってのは、先ほどもちょっとありましたけれども、なかなか計画だけで終わるのかなと言われることが非常に多いんでありますけれども、この食育推進計画というのは、やはり私は浸透させなければ、だめなんだろうなというふうに思ってます。どこだかのデータでちょっと忘れましたけれども、食材の３分の１、場所によっては３分の２は廃棄されてる。丹精つくって頑張った農家の汗水かけたやつが、捨てられるんですよ。捨てられるのが廃棄物、産廃ですよ。そんな世の中であっていいのかどうか。私はだから、この食育推進計画をつくってそれらの成果が見えてきたころには、そういうことは当然あり得るんだなというふうに思ってます。ですからできるだけ早く町民の皆さんが、地元の大切な宝を、いかに使っていただいてそれが健康につながって、あるいは子供たちの元気につながっていただければ、当然そういう宣言とか、何だかとかっていう、まちに取り組んでいけれるんではないかなと。農家の方は今一生懸命やっていただいてる、それを食べる人方がまた同じように、地元産を愛していただいて、そういう姿が見えていただければ宣言となるのか、何となるかわかりませんが、私は早く、行政がつくった計画は計画で終わっちゃったっていうのではなくて、浸透して次の手に打てるような状況が生まれてくれば、その時点で何らかの形をとりたいなというふうに思っとります。その日が早く来るのを私も望んでいるところでありますので、飲食店の皆さんにも投げるものがどんどん少なくなっていただくようにお願いをしていきたい

なというふうに思っています。以上です。

①「将来を見据えた健全なまちづくりのために」

川幡議員

将来を見据えた健全なまちづくりのためにということで、町長に伺います。今後のまちづくりのために必要な方策と課題克服について町長に伺います。このことに関しましては、本年の第１回議会定例会一般質問の中で私を含め３名の議員が質問に立ち、町長の考えを伺いました。私は、まちづくり戦略チームの答申を詳しく分析したとき、今の南幌町のまちづくりに必要なのは、若い世代への移住政策を行わなければ、町は衰退の一途を辿ると考えます。人口が、５～６年で５，０００人から１万人に急増した時の父親・母親世代が今後１０年から１５年で高齢者の仲間入りとなるでしょう。私は、これからのまちづくりにおいて、人口の構成の中で子供たち・子育て世代の親・高齢者とバランスがとれた構成にならなければ、健全なまちづくりとは言えないと思います。これらを踏まえ、町長に伺います。

１、南幌町発展のためのまちづくり政策で、絶対に取り組まなければならないこととして、子育て支援の強化と若い世代の誘致対策があると思いますが、これらを克服していくための必要な方策と課題をどのように考えているか。

２、今年度策定に向けて進めている第６期総合計画にどれくらいの決意で望むのか。

この２点を伺います。

町長

将来を見据えた健全なまちづくりのために、の御質問にお答えします。人口減少の問題については、本町の人口は何もしなければ減少が続くものと予測され、少子・高齢化がさらに進み、生産年齢人口の減少による地域経済の縮小や労働力人口の減少、地域活力の低下、社会基盤整備や社会保障費の増加による行財政の悪化など、さまざまな影響が懸念されます。本町では、人口減少のスピードを抑制するための目標を定め、重点的に課題に取り組むため、人口ビジョンを含む南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。子育て世代をターゲットにした政策や誘導策については、子育て世代住宅建築助成事業を始めとした移住・定住施策、小学校卒業までの医療費を全額助成するなどの取り組みを進めています。人口構成については、御指摘のとおり、子供や子育て世代の親、高齢者とバランスの取れた構成にしていくことが最も望ましい形ではありますが、中長期的な課題であり、まずは若い子育て世代を対象に本町に移り住んでもらう、移住・定住施策が重要であると考えており、平成３１年度までの政策数値目標を社会減の数を年間６０人以下としています。

１点目の御質問については、子育て支援の強化につきましては、平成２６年度に策定された南幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育と保育、地域の子ども・子育て支援事業の提供などについて、子育て支援事業などを着実に進

めてまいります。また、若い世代の誘致対策については、総合戦略で示した施策や事業を推進するとともに、観光や知名度向上、教育・福祉、産業振興や公共交通など、多岐にわたる分野について、引き続き検討していかなければならないと考えています。

２点目の御質問についてですが、第６期総合計画は１０年間の長期計画となるものであり、私が掲げている「次世代につながる夢のある故郷づくり」を更に具体的に実現できるような計画づくりを進め、人口減少対策などに有効な施策や事業を盛り込めるよう取り組んでまいります。

川幡議員（再質問）

子育て世帯をターゲットにした政策誘導策ということで、御答弁がございました。それによると子育て世帯住宅建築助成事業は２００万１０戸ですね、それと小学校までの医療費全額助成等の答弁がありました。私は人口増を図るには、近隣市町村と同じような人口増政策では大きな成果は生まれないと、このように思っております。他町村にない特色のある、目につくような政策を打つこと、これを進言したいと思います。例えば特殊出生率のことですけれども、これを上げるには子供を産むことに、子供を育てるにはやはりお金が必要なんですよね。そのためにはお祝い金を出すとか、一子・二子ともお祝い金を出すとか、そういうようなことも必要ではないかと。これをやることによって、特殊出生率が上がった市町村も各地区に、多々あると思います。例えば昨年私が政務活動に行ってまいりました奈井江町では、特殊出生率が格段に上がったと、そういう成果もでていると。いま一つは若い世代が子供を産むことによって、生活が非常に考えますね、生活が苦しいと。それはやっぱり幼児期は保育料がかなり高いなとかそういうことがありますので、そういうとこに集中して、幼児期に集中してお金を出す、これはほかの市町村はあまりやっていないことですので、それをやることによって大きな成果が出るのではないか、これも一つね、町長、シミュレーションしてこの事業をやればどれぐらいのお金がかかるか、そしてやれるかやれないかね、これはやはりシミュレーションしてやってみる必要があるんではないか。私は大きな人口問題については、国の将来にかかわる問題だから、国がやるべきだと今は、私は基本的にはそう思っていますが、まだそのような段階にはきておりません。フランスも一時人口減少で、出生率が１．４２を切った段階で、国の宝、子供は国の根幹にかかわるものだから国でやるんだということで今２．１になっていると、このように聞いています。将来的にはその横では当然私たちの下の声として国で要求していかなければならないと思います。人口減少をとめるには、出生率を上げるには、消費税１％、２兆５，０００億かかると言われております。それを維持するためにも我々将来頑張っていかなければならないと、このように思っております。先ほど言いました、まちづくり戦略チームの施策・アイデアの内容を分析いたしますと、移住定住に関する項目が１１８項目、いろいろ提言されていましたけれども、そのうち６５項目は、移住定住に関する項

目でございます。そのほかの項目でも知名度高揚を挙げて南幌町を知ってもらう、このような項目が多々占めています。このことはすなわち、戦略チームのメンバーも南幌町の将来には若い世代の移住定住が必要と考えている結果だと思っております。今後、対策や誘導策をどれくらい講じれば、どのぐらいのお金が必要で、どれぐらいの結果が出るか、シミュレーションをするとともに、全国には多種多様な移住定住政策を打ち、人口増に転じた市町村が多々あります。このことを絡めあわせて、我が町の打つ手を検討することを望みたいと思います。町長在任期間１２年間は、非常に公債比率も危険な水準になり、待ったなしの行政改革をやらなければならなかった条件についても、認識しております。将来町が健全な形を取り戻すために、若い世代の移住政策を今やらなければ、あとに悔いを残すのではないかと思います。現在、町の借金は約５０億円。財政推計では今後５カ年で約１０億円の基金が取り崩され、基金残高は、２億数千万円になると推計されています。しかし、このことを恐れて課題の克服に着手しなければ、ますます町は衰退していくと予想されます。守りの行政に町の発展はない。このように言われ、衰退の道しか残りません。今こそ攻めの行政に転換する必要な時だと考えます。町が将来発展のために必要な政策であれば町民からの理解は十分得られると思います。町民に詳しく説明し、お金を使うべきときに使うことを理解していただき、まちづくりのために、最も必要な政策を検討して、第６期総合計画に組み入れていくことを望みます。職員各位もこのことに対し、前向きな考えを持っていると思っております。町長の決断を望みたいと思います。このことについて答弁をお願いします。

町長（再答弁）

川幡議員の再質問にお答えをいたします。将来にわたって一番大事なときにいるんだろうというふうに私も認識しております。今まで苦しい状況の中で、ある程度のインフラ整備をさせていただきました。それらを踏まえて今後どうあるべきかと、どこに特化していくか。その辺は重要な課題であろうと思いますが、議員言われるように、特色あるものも入れながら、若い世代が来ていただき子供たちが元気で生活できる、そのことをどういうふうにしていくかということは大事だろうと。あわせて、高齢化も進みます。これもかなりの、ことしの１０月前後に３０％を超えたら、どんどん進んで、当然そのことも踏まえながら、我が町の財政を預かっていかなければなりませんので、やれるものはやりながらやっていこうと。先ほど、提案をいただきました幼児期の負担を軽減するために、どんどんやるべきではないかと。かなりの金額でありました、以前練ったところにあるんです。だが、今打つ手ではないだろうということで、当時はやめましたけれども、それでもうちの町としてできる範囲で、基準の中で考えさしていただいたり、いろいろ今やっているところであります。ですので第６期も含めて、議員おっしゃっていただいたことも含めながら、やはり活力あるっていうのは子供たちから若い人たちの声がなくなると町というのは、当然しぼんでいくわけでありますから、今ある中で最大限何ができるのか。

先ほど議員からも御指摘いただいたように、５年もしたら基金もなくなる、そういう厳しい状況であります。まして、国も消費税が延期になりました。町に入ってくる金も相当減額になることが予想されます。その中で、どうしていくかっていうことでありますので、将来を見据えて私の当初と、就任した時と同じようなことを次世代には残したくない。町民にも負担はかけたくない。そのことも十分念頭に置きながら、できるだけ若い世代が来ていただく環境づくり、これは私は進めていかなければなりませんので、それは進めさせていただこうと、そんな思いであります。

川幡議員（再々質問）

町長からある程度の力強い意見をいただきました。南幌町は子育て世帯に必要な緑豊かな田園文化都市、またある程度の子育て政策は、かなりなことはやっております。とにかくこのことは認識しております。今一歩ですね、人が来てくれるような、何というかな、それを今１つ２つ３つ、この辺もやっていただきたい。南幌町独自の施策っていうんですか、そのことをね、ぜひ必要でないかと。これをぜひシミュレーションした中で打つ手はあると思いますので、その辺はやっていただきたい、必要なお金は必要なときに使うと。このようなことでそのお金については、南幌町の将来に絶対この子供たちを入れることが必要なんだということであれば、町民の理解は十分得られる。福祉の問題も、老人福祉の問題もありますけれども、老人の方も理解してくれるのではないかと、このように思います。先ほど町長は、協働のまちづくりをして町民の意見を聞いて行政をやるという答弁がありました。このことは絶対に必要なことですけど、私は、町の実態を知る、そして予算を持つ、また上部組織との関係をよく知っている理事者職員が、強いリーダーシップをとって南幌町を引っ張っていく、これが必要なことだと思うんだよね。これに町民の理解している協働のまちづくり、これは今後の南幌町発展の基礎になると思う。ぜひ強いリーダーシップをとっていただくことを町長にお願いして、再々質問いたしたいと思います。また力強い町長の答弁をお願いいたします。

町長（再々答弁）

はい、川幡議員の再々質問にお答えをいたします。どちらにしてもまちづくりというのは休むわけにはいきません。当然、今ある環境の中で最大限発揮をするというのが一番でありますし、当然川幡議員以前から町はいろいろやってるけどインパクトのあるやつがほとんどないと。そういう厳しい御指摘もいただいてるのも事実であります。そのことも含めてできるだけ独自色も出しながら、町全体で新しい計画のもとに、計画をつくればいいっていうものじゃなくて、今からいろんなものも取り入れていかなきゃならないと思っておりますし、先般、東京のほうに行ってきたとき、やっぱりイメージっていうのはすごいインパクトがあるんです。南幌町は北海道のどこにありますということから、話さなければならない。そんな現状でありますが、いろんな映像、あるいはチラシ等々使ってようやく、東京の中でも南幌

町が多少、わかっていただけるような環境にはなってきていただいてます。今がチャンスかなと。こういうふうに思っておりますんで。札幌含めて、やはり私どもが発信をしていかないとだめだと思っておりますので、私を先頭にそのことをやりながら、そして全体を見据えて、将来のまちづくりのために、庁舎内、職員、それから町民の皆さんと一緒になって進めていかなければ、これはできないと思っておりますので。そのことを踏まえながら、ぜひ若い世代が来ていただくように、あるいは子供さんが生まれるような、環境づくりは取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

①「ビューローをより活用していただくための方策は何か」

佐藤議員

質問させていただきます。ビューローをより活用していただくための方策は何か。ふるさと物産館ビューローは町の情報発信基地として、また町の公共交通の要所として平成１２年に建設され、町のシンボル的存在として注目されてきました。これまで議会定例会の議員一般質問や委員会において何度も論議され、その中で十分な有効活用がされていないと言う声が多く出され、さまざまな提案もありました。１階部分の情報コーナーや２階部分の情報スペースでも本町を紹介する展示物は、ほとんどありません。さらに２階部分のまちおこしスペースでは十分な情報通信が利用できない状況であり、町の歴史、産業の紹介やおすすめしたい観光コースなど、わかりやすい情報発信の機能が必要だと思います。４階部分の提示ギャラリー、最上階展望台もアイデア次第では十分な利活用が考えられると思います。「なんと！なんぽろ」等の知名度向上事業の効果で本町を訪れる方も今後ますますふえることが考えられます。より多くの方が、この施設を利用することで本町の魅力を感じていただき、定住に繋げられる効果もあると思います。今後、施設活用の方策をどう考えているか伺います。

町長

ビューローをより活用していただくための方策は何かの御質問にお答えします。ふるさと物産館ビューローの利活用方策については、これまでも御意見や御質問をいただいておりますが、平成２７年度の利用実績では、２階と３階の会議室等で２，０１８人、１階のバス待合所や情報コーナー、４階・５階の展望室等の一般来館者で６万１５０人と、全体で６万２，１６８人の方に利用されています。平成１１年度に建設した、ふるさと物産館ビューローは、建設事業費の財源を道補助金や地方債に求めている関係から、これまで施設利用方策などを模索していく上で、施設本来の行政目的から逸脱しない範囲内で使用方法の検討や改善に取り組んできましたが、思うような利用状況、有効活用が図れていないと認識しています。来年３月には、地域総合整備事業債の償還が終了することから、施設本来の目的である、観光、物産等の情報提供の場、町のシンボル、町の駅といった機能を生かしつつ、町民を始め町外の方にも気軽に利用していただける施設となるよう、現在、関係課職員による検討会を設置し協議を行っており、年度内を目途にその方向性を決定し、今後の利活用方策に取り組んでまいります。

佐藤議員（再質問）

ただいま御答弁いただきました、このビューローですね。できた経緯をいろんな方にお聞きして回りました。皆さんがこのビューローができた経緯っていうのは、この山のない平たんな町で、高いところから広い田園風景を見渡せるような、そう

いう思いで、町の多目的シンボルとして建設されたということをお聞きいたしました。住民としましても、自慢できる建物だと思います。一際目立つ建物なので、町外から訪れる方たちは立ち寄る方も多いと思います。今回、この再質問で私は２つに分けてお聞きしたいことがあるんですけれども、最初に今あるビューローの活用方策の考え方と、２番目には将来的なビューローの活用方策の考え方について町長にお伺いいたします。ただいま検討会を設置し協議を行っているとのお話でございました。ぜひ、今回の内容も、検討の中に入れていただきたいなと思います。昨年１２月の同僚議員の質問で、町長の答弁でですね、ビューローは情報発信基地として機能を果たしている、そのようにおっしゃられました。１階の情報コーナーは、本町をアピールする大事な場所だと思うんですね。ですけれどもその求人、自衛隊の募集、広告、姉妹町の多良木町の写真とか案内はありましたけれども、南幌町の観光の名所、また写真とか、どこの情報コーナーなのかなっていう、南幌の情報コーナーっていう、そういう雰囲気ではありませんでした。いまその知名度高揚事業で南幌の名前がいろんな所で浸透してきています。それによって南幌に来られる方たちにやっぱりより知ってもらえるような体制が重要だと思うんですね。それで、ホームページに町の紹介ビデオが流れてるんですけど、ビデオ放送とか、また「なんと！なんぽろ」でとてもいいテンポのすばらしい曲ができました。そのイメージソングをビューローの１階で流したりとか、やはり南幌っていうことを、もっとアピールできるようなことを考えたらどうかなと思います。例えば南幌の自慢のできる田園風景とか夕日とか冬の本当に感動的なその樹氷の風景などの写真を張り出すということも、一つの手ではないかなと思ってます。

もう一つ、１階の案内場にバスの待合場があるんですけれども、その入口の案内場に交流ホールと書かれているんですよね。それで、ここはバスセンターの待合所なのか、その交流ホールとしてイベントなどで使ってもいいのか。どのように町民が活用をしていいのかっていうところも疑問でしたので、そこのところもちょっとお聞かせいただきたいと思います。それと２階の情報フロアなんですけれども、あそこはまちづくりのために町民が活用できる拠点として、つくられたと思っております。また、それをさらに充実させていただきたいと思っています。インターネットは今のところは利用できないというようなお話でしたけれども、インターネットを利用できる環境を整えることはもちろんなんですけれども、観光ボランティアを養成してこれからの南幌町の観光促進にここを中心に活動していくっていうことも、考えてはどうかなと思っています。そして、今後の活用についてのことなんですけれども、最初に事業債の償還が来年３月とありました。いろんな所で、２４年と聞いておりましたので、私の中ではちょっと２４年までと、勘違いしておりました。ビューローをより活用していただくためには、これまで多くの意見が、議員、また住民から出されました。平成２３年の先輩議員の一般質問でですね、これだけ立派な施設、何に使われてるのかわからない。町の核であるビューローが、一刻も早く町民が集う、また町外から来る、核の施設として有効活用されるべきだ、との訴え

がありました。それに対して町長は平成２４年までは、建てたときの要領・規定・起債の償還等、問題があってそれ以降については、指定管理を含め公募等をし、それ以降は検討し皆さんと相談しながら進めていくと言われていました。そしてこの施設の活用次第では、まちづくりにも大きくかかわってくる。もうそんなに時間がないので、規定のくくりが外れた時にはきちっとした形の公募ができるよう、それまで町内企業や団体が殺到してくるような、そういう施設になってほしいと言われておりました。そしてまた、２７年のビューローに対する利活用に対する質問に対しては、町内団体が利用しやすい幅広い団体へ情報発信をしていく、地域の方にお願いしているが難しい、見きわめて活用したいと、御答弁されておりました。確かに建設されてから、１６年が過ぎて町も高齢化し、当初ビューローを中心に描いてきた賑わいのまちづくりというのも、社会の変化にだんだん対応することも、必要かなと思っております。これまでビューローをより活用するために町の関係機関では、どのような意見が出されどのような働きかけをされたのか。また指定管理への考え方ですが、今まで指定管理というお話をいろんなところでお聞きいたしましたけどその考え方と、指定管理が、町外の公募指定管理も考えているのかどうか、それもお聞きいたします。

町長（再答弁）

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。ビューローを建ててもう十数年、１６年経ってるんですが、いろいろ使い道のほうで過去にもいろんな議員から言われて、その都度どういう使い方によっては問題ないかということで、関係機関に問い合わせをしながら返還のならないような対策をとりながら、今まで進めてきたところでありまして、２４年にその中でも、そういう部分で得られた情報の中で発信したと思いますが、担当者等々変わるとなかなかきちっと終わるまではだめだよと、言う分野が出てきたりして、非常に目的に沿う形で使うのは問題ないけども、目的外に使うのはやはりきちっと終わらないと、最終的にはだめだという確認をさせていただきましたので、今その作業を進めさせていただいてるところでございます。情報発信コーナー、全然ないじゃないかというお話もいただいて、当然私どもも見ながら今やってるとこでありますが、今あいくる、ぽろろが、入ったところを皆さん見ていただいてると思うんですが、ｆａｃｅｂｏｏｋの、ちょっと遅れてはいるんですが、映像も流していると。あれを何とか、ビューローのテレビの中に反映できないかというふうにやっているんですが、なかなか技術的にも非常に難しい。できるだけお金かけないでやろうと思ってるから余計なんでしょうけども、そんなことで常にうちの町の様子がそういうとこで出ていていただくのが、瞬時にｆａｃｅｂｏｏｋに出ていますので、その映像を何とかできないかということで職員にちょっと検討させていただいてるんですが、あいくると、ぽろろはすぐできたんですが、なかなかそれがちょっと難しそうであります。そんなことも含めて難しいんだけども、私は、あるテレビですから、何とか使えないかということで今、職員にまた再度お

願いして何かいい方法ないかということでさせていただいてるところであります。どちらにしても、先ほど佐藤議員からお話のありましたとおり、指定管理するにしても何にしてもきちっとやっぱりやっていかなければ、もう後戻りできないと私は思っております。もう規制も来年度で外れますので。外れてからどうのこうのっていうことじゃなくて、今から検討していただいて、どういう指定管理がいいのか、どういう性質の方々が入っていただくのがいいのか、職種などいろいろあろうと思います。それらを含めて、今、観光協会で売店等々をやっていただいておりますから、そのことが影響のないような、指定管理で入っていただいたばっかりに、あるものがでなきゃならないということには私はならないと思ってますので、それらを含めて検討材料にさせていただいているところでありますので、今後も厳しい制約は多分なくなるんで、ある程度町主導の考え方の中で、ビューローとして存続をしていけると思っておりますんで、その中でどういうのがいいのかということも、今、検討段階に入っておりますので、以前からありました、指定管理するべきでないかという声もありますが、問題は使い方によってどのことまでは許される範囲なのか、そのことも十分考えて、指定管理に下ろさないと占有権で使えなくなって、町民があまり使えなくなっても困りますので、本当にいろんなことを想定しながら、それでもなおかつ大丈夫だよという使い方をしていただける、私どものちゃんとした形を作っていかないと、ただいいよって話にはならないと思いますんで、できるだけ町民やら、特に町外から来ていただいて上に登っていただいて、これが南幌町と言える風景もありますんで、その活用も含めてしたいと思っておりますんで、検討材料と言うとまた何もしてないと言われますけれども、そういうことも踏まえて、時間はちょっとかかってるんですが、そういうことがあるからかかるんで、やってからまた違いましたという話になりませんので、そのことも十分踏まえて、利活用の方法を探ってまいりたいなというふうに思っております。

佐藤議員

今のテレビ映像ですけれども、ぜひやっていただきたいなと思っております、期待をしております。それでですね、今、町長のほうからお話があったんですけれども、できないところはやっぱりできないし、難しいと思います。ですけれどもできるところから、できるところはやっていただきたい。今回どら焼きですね、キャベッチくんの付いたどら焼き。ちょっと感動したんですけれども、あのどら焼き５個をポンと置くのではなくて、１個と飲み物とセットで３００円で置いたらどうでしょうっていうそういう発想で今回置いて、それが結構好評なようです。ですから、ちょっとしたそういう工夫で、いろんな広がりがあるんだなと感じました。それで観光協会さんとしても、町としても一生懸命にされてはいるんですけれども、今までの議会の提案とか話の中では、これまで私が議員になってからこの５年間ビューローの施設に対して、ビューローを道の駅とするのは難しい、またバスターミナルでも観光協会では扱わないガムやチョコレートの販売はできない、エレベーターや

展望台のイルミネーションは節減で厳しい、その中でプロジェクトチームをつくる、意見交換会をする、検討委員会を設けるとお聞きしておりましたが、残念ながら今までは思うような進展はなかったように思います。しかしながらですね、ただいまの町長の今のお話をお聞きして意気込みは感じ取れましたし、先ほどの御答弁の中でも、今がチャンスということで、町長は話しておられました。ぜひ、私も町民代表の立場としてですね、一緒に働かさせていただきたいと思いますので、ぜひ第６期総合計画の中で、まず最初に御検討いただきたいなと思っております。

②「ピロリ菌除菌による胃がん対策について」

佐藤議員

２問目に移ります。ピロリ菌除菌による胃がん対策について。胃がんの大半はピロリ菌による感染が原因で、ピロリ菌を発見した時点で除菌することで胃がんになる確率は大幅に減り、早期発見にも繋がると言われています。平成２５年第２回議会定例会での私の一般質問の胃がん予防についてピロリ菌感染検査の導入の必要性を訴えました。平成２６年４月より町立南幌病院ではちょこっと検診項目にピロリ菌検診を導入いたしましたが、検診人数は平成２６年は１６人、平成２７年では１２人と住民の中に浸透しきれていない状況です。そこで町長に３点伺います。

１、より多くの方に検診していただき、少しでもがんのリスクを抑えられるよう、特定健診やがん検診と同時にピロリ菌感染検査を実施できないか。

２、ピロリ菌感染検査の促進方法としてがん検診の項目に４０歳以上の無料クーポン券の配布、または検査費用の一部公費負担はできないか。

３、早期発見のためにも、中学生を対象にピロリ菌検査を行う考えはないか。

町長

ピロリ菌除菌による胃がん対策についての御質問にお答えします。　厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が平成２８年２月に改正され、胃がんの発症には、食生活、喫煙、ピロリ菌感染が関与しており、予防においては、食生活の改善、禁煙、ピロリ菌の除菌などの一次予防と二次予防である健診とが共に重要な役割を担うとされ、胃がんとピロリ菌感染の関係性を示し、健康教育の内容に加えたところです。

１点目の御質問については、検診委託機関との調整を図り、本年度から一部の検診機関を除き、希望により受診が可能となり、受診者に周知を始めているところです。

２点目の御質問については、町の胃がん検診は厚生労働省の指針に基づき、問診と対象年齢に応じてバリウム検査もしくは胃カメラ検査を実施しています。今年度より、がんの早期発見を強化するために自己負担額の見直しや該当者への受診券の送付を行い、検診及び受診の必要性を周知しているところです。今後においては、胃がんの予防に対する正しい知識の普及とピロリ菌検査の実施体制の整備を行った上で、費用の一部公費負担については、検討してまいります。

３点目の御質問については、北海道が平成２８年２月に行った道内市町村に対する中学生での実施調査では、全道の１割弱の１７市町であり、その大半が平成２６年度以降に始めたものです。本町としては、検査のみの実施ではなく、検査結果によっては除菌治療までの一連の行為を考えるとき、中学生で実施することが適当であるかどうかの科学的根拠に基づく判断が必要と思われます。今後については、先進地等の状況や調査研究結果を把握しながら検討していきたいと考えております。

佐藤議員（再質問）

再質問させていただきます。この１番目の質問なんですけれども、回答に希望により受診が可能、ということでありました。私も国保なんですが、特定健診の申込書が来たときに、私のところにはそういうちょっと告知、周知が来ていなかったように見受けられるんですけれども、これは特定健診と一緒に受診できるということでよろしいのかどうか、それも聞き足します。

現在、町立病院でもピロリ菌の感染検査ができるようになりました。胃がん対策に大きく弾みをつけることができたと喜んでおりますけれども、この利用者の数字を見てみると、なかなか浸透しきれていないように思われます。このちょこっと健診ですね、町立病院の待合室の奥のほうの掲示板に、ちょこっと健診の中の最後の項目にそれこそちょこっとしか案内がありませんでした。実に本当にもったいないなと思いました。もっと広く堂々と南幌でもピロリ菌検査を実施していることをもっと知らせていただきたいと思います。毎年送付される特定健診の案内に、そのピロリ菌検査の申し込みも一緒にできることで、また、よりがん対策の効果は高まると思っております。本町の特定健診は５０代・６０代・７０代と、特にピロリ菌検査を受けるべき年代の人たちが多く、特定健診を受診しているところからも、一緒にできるのはとても効果的だと思うんですよね。これは、このがん検診ではなく、胃がんにかかるリスクを調べる検査でございますので、まず自分の体の状態を知ることで、胃がん対策の大きな前進につながると思います。本町でもがんにかかる人やがんでの死亡率は年々増加していくことが考えられます。しかしピロリ菌の早期発見、早期治療で、まず自分がどのくらいがんになるんだというリスクを知ることができるわけです。国としては定期的ながん検診を勧めていますけれども、どうしてもそのバリウムだとかカメラというのは体に負担がかかり、特に高齢者の方はそうなんですけれども、敬遠されがちになります。それで、まず負担の少ないピロリ菌感染を検査してもらって、どのくらいリスクがあるのかっていうことを特定健診とともにできることが、大事だと思いますね。それで、先ほど言ったように、そういうことが特定健診の中に詳しく書かれているっていうことであれば、それはそれで問題はないと思うんですけれども、ぜひ一緒に健診できるようなそんな方向性でやってもらいたいなと思います。

２番目、ピロリ菌が見つかった人の除菌費用は今は保険が適用になりました。先ほど言われておりますように、まず菌を持っているかどうか見つけることが大事なわけです。その感染の促進方法として、そういう感染検査の無料クーポン券や、一部公的負担で、早期発見治療につなげられ将来的にがんを抑制するっていう、治療費削減につながると考えられます。これも検討とございましたけれども、町長は医療費削減のために、また町民の健康のために助成する、または補助するというその考えをいかがお考えか、それもお聞きしたいと思います。

３番目の中学生のピロリ菌検査なんですけれども、ピロリ菌の感染率の目安としては、十代が１０％から２０％で、３０代は３０％、４０代では４０％、５０代では

５０％ということで、だんだん高くなりまして中学生ではその５％程度っていうことなんですね。ですけれども、国立がんセンターの調査では、１５歳以下の胃がんは存在しないと言われております。この中学生の段階で除菌すれば、将来胃がんになることを防げれるということを訴えております。本当に若いうちにピロリ菌を除菌するとがん予防が高いのですが、ただ除菌治療薬というのは成人向けしかなくて、服用するにはある程度体が大きくならないとだめであって、幼児、小学生では体格がまだ満たされてないってことで、適用にならないということなんですね。高校生とかになるとまた遠方に出てしまったり、就学旅行等とかで、なかなか厳しくなるということもあり、一番中学生でもいいのではないかと。今回、由仁町でも中学生の助成をされています。本当にまた室蘭市でもことしからですね、口で検査する呼気検査と除菌検査まですべてその市で無料になりました。助成することになりました。その室蘭医師会の理事を努める野尻理事長っていう方は、中学校の段階でピロリ菌がなくなれば、その子たちが大きくなって結婚し子供が生まれても感染を防ぐことができる、中学校の検査で陽性が出れば、親、祖父母も感染が考えられるので、一緒に感染治療してほしいと言われております。中学生がピロリ菌に意識を持つということは、家族全体が話し合うきっかけにもなりますし、がん教育の一環にもなるのだと、そのように思います。そういう部分で、ぜひ検討いただきたいと思いますけれども、先進地等の状況と、私自身も勉強しに行きたいと思いますので、ぜひ前向きな検討いただきたいと思います。そういう部分で、町長にお伺いいたします。

保健福祉課長（再答弁）

それでは御質問にお答えをいたします。まず１点目の特定健診、がん検診、特定健診はどうなるかということでございますけども、本年度からこの特定健診においても希望者が申し出ればですね、健診ができると。いま、特定健診５つの検診機関がございます。で、その中で一部、１カ所だけの医療機関が今回検査については難しいということでございまして、４つの医療機関からは検査ができるということで、これについても私どものほうからは特定健診、がん検診を受ける皆さま方には周知をさせていただいているところでございます。

それと２点目の、ピロリ菌検査だけがどうかという御質問でございますけども、国のほうもですね、一次予防、先ほど町長が答弁しましたように、食生活の改善、禁煙、それと今回のピロリ菌検査、この一次予防と二次予防の健診ですね、これがともに行わなければ、なかなかピロリ菌検査だけをやれば十分なのかということでは、今のところ、国のほうもそういう見解でございます。ですから私どもは、やはり町民のほうには、正しいピロリ菌検査の情報とあわせて、健診を受けていただくように、現在周知をしているところでございます。以上です。

町長（再答弁）

佐藤議員の再質問にお答えをいたしますが、内容的には、課長が申し上げたとお

りでありますけれども、やはり指針がありますんで、それに沿いながらやっていかなければなりませんし、今町立病院では胃カメラも十分、私も受けておりますが宣伝していただきたい。苦痛なく喉からでなくとも鼻からでもやれますので、検査を受けるといろんなことがわかりますんで、そちらも広めていただければありがたいなというふうに思っております。それから、確かにがんになると医療費が相当かさみますので、できるだけ健診を受けていただくというのが大前提かと思います。それが抑制することによって、そういうような費用も収まるだろうというふうに思ってますんで、健診はやはり各自の思いあるかと思いますが、やはり受けてそれから食生活も改善していくのが大事ではないかなというふうに思っております。

３点目の中学生のはどうなんだと。まだいろんなとこで、やっているところでありますけれども、まだ本当の安全性等々、確認されておりません。先ほど議員もおっしゃったように、小さいお子さんについてはまだまだそこまでいっていない、中学生というまだ発達途上であります。ですから、私は、安全性が確認されればいいんでしょうけども、いろんな方の情報によると、やっぱりおかしいという部分もありますんで、まだそこまでする必要はないと、安全性の確保も大事だと私は思っておりますんで、それらを見きわめながら、進めていきたいなと、やはり大事な子供さんたちです。ピロリ菌も確かにそうでありますけれども、その前に大きな影響があるようなことは、町としてどうかなと。その辺の確立が国のほうの指針としてきちっと出てくれれば、当然、町としても考えていかなければなりませんので、その辺の状況調査もさせていただきながら、将来に向けて、そういうことが出てこえば、町としても考えていかなきゃならないなと、そのように考えております。

佐藤議員（再々質問）

ただいま御説明いただきました。我が家に帰ってしっかり再度読ませていただきたいと思います。今、町長のほうからお話がありました。やはりピロリ菌検査の考え方もさまざまあろうかと思います。ピロリ菌検査の、除菌により胃がんの発生率が３分の１に抑制されたという、そういうデータもございます。いいものはいいとして、ぜひ考えていただきたいなと思いますけれども、この４０歳、最初は公費負担は４０歳からっていう話がありましたけれども、やはり４０歳からが一番がんの発生率が多くなるっていう状況で、意外と他市町村も４０歳からという、そういうところも多いようでございます。毎年やるっていうのも大変なんですけれども、５歳刻みでやるっていうところもありますので、いろんな形の中で検討していただければ嬉しいかなと思っております。また中学生ですけども、今おっしゃったように、未来あるお子さんたちでございます。今町長が言われたように、その思いをまた、子育てに力を入れている町だからこそ、その健康を含めたがん対策をしっかりされていっていただきたいなと思います。南幌町では感染検査、１回１，５００円から３，０００円以内でできるそうでございますけれども、我が町にある町立病院ですね、本当に今後町立病院の中でも、胃がん対策、ピロリ菌対策もそうなんですけど

も、そういうがん対策にしっかり力を入れていっていただけるように、町立病院の中でも、広めているとは思うんですけれども、さらに、うちの町は特に保健福祉課は、万全にやっていただいてるんですけども、うちの町立病院ではこうですよって、がん対策にすごく力を入れてますよっていう、そういうアピールできるような町立病院になってほしいなっていう思いがあるんですか。そこのところ町長どのようにお考えですか。

町長（再々答弁）

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。まずは、町民の方々が健診を受診していただくっていうのが一番だろうと思います。それで病院のチラシも含めて、そういうのが大事になってくるのかなと。やはり、個々が自覚を持ってまず健診を受診していただくというのが、大事ではないかなというふうに思っております。町立病院、今新しい体制になって、２カ月ちょっと過ぎたところであります。その中でも、健診が大事だということを院長もしておりますんで、それもできる限り、体制がきちっとなればアピールができるんではないかなというふうに思ってますが、どちらしてもできるような体制づくりも、先生方の理解をいただいてやらなければなりませんので、そのことはさせていただこうかなと、そんなふうに思ってます。

①「景観を向上させ魅力あるまちづくりを」

石川議員

まず１問目、景観を向上させ、魅力あるまちづくりをということでお伺いいたします。この町に住む人はもちろん、訪れる人にとっても、好印象を抱かせるのは町の景観であります。すばらしい建物だとか夕日がきれいなどと言っても、そこをつなぐ道路が汚ければイメージは壊れてしまいます。幸い本町は冬の除雪は近隣に比べ道路も広く除雪され、きれいに行われ、夏場の町道は草刈りが年２回行われ交通安全対策はもちろんのこと景観を維持しています。しかし、多くの人たちが通る主要道路の国道・道道は年１回しか草刈りが行われていないので、秋には大きな草が生い茂り、また歩道にも草が生え景観を損ねているのが現状です。市街地の沿道には花が植えられ、行政区・町内会では空き缶拾いや清掃活動も行われています。また、農村地域ではひまわりやキカラシなどの景観向上作物を栽培したり、花壇整備をするなど地域を挙げて環境整備に努力しています。よって、せめて主要道路の雑草対策はできないものでしょうか。幾らか町費を充ててでも景観整備に取り組むべきではないかと思いますがお考えを伺います。

次に、本町はまだ少ないほうかもしれませんが、市街地には放置されたままの空き家が何件か見受けられます。これから高齢化や過疎化が進めば、空き家がさらにふえることが懸念され、劣化が進めば近隣住民の迷惑にもなり、景観や防災、衛生環境にも悪影響を及ぼすことにもなります。それらの問題が起こらないうちに、いわゆる特定空き家に対する具体的な措置を講ずるべきではないでしょうか。空き家等対策に関する特別措置法が昨年２月に施行されており、個々の自治体では条例制定への取り組みが行われていますが、本町でも今から検討する必要があると思います。景観をはじめ生活環境がよくなれば、郷土愛が生まれこの町を誇りに思えるようになるでしょうし、そんな町に住んでみたいと思う人がふえれば人口減少問題もなくなると思いますが、どうお考えか伺います。

町長

景観を向上させ魅力あるまちづくりを、の御質問にお答えします。最初の主要道路の雑草対策についてですが、国道、道道、町道の維持管理は、それぞれの道路管理者が行っています。町道の草刈りは年２回、重要な路線については、状況に応じて３回以上行っています。国道と道道に関しては、道路維持管理計画が策定されており、管理基準に基づき実施されています。草刈りについては、回数などの数値的基準はありませんが、安全の確保、視認性の確保が基準とされています。町費を充ててでも景観整備に取り組むべきではないかとのことですが、町が国道・道道の草刈りを行う場合は、経費や作業の安全上の問題があり困難であると考えています。これまでも町に草刈りなどの要望があった場合は、その都度状況を確認し、道路管理者へ対応をお願いしていますが、実施については道路管理者の判断によります。

草刈り等の維持管理は、道路管理者が行うものであることから、今後もそれぞれの道路管理者へ要請を行ってまいります。

次に、空き家対策に関しましての御質問にお答えします。本町におきましても、市街地のみならず農村地区でも空き家かと思われる建物も存在しています。昨年２月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、景観、防災、衛生などにわたる課題に対処するため関係課と連携を図り、今年１月までに概ね年をとおして居住されていないと思われる建物の調査を実施しています。調査の結果では市街地区３７件、農家地区５３件、併せて９０件が確認されました。調査は目視によるものでありましたが、法で定める特定空き家等に該当する建物は少ないと判断しています。しかし、市街地内では、特定空き家等に近い建物が存在することから、該当建物の所有者などへ事情確認、改善指導、履行されない場合に飛散防止等の安全代行措置も町が講じているところです。また、条例の制定に関しましては、法が施行されたことにより考えておりません。なお、町の住宅リフォーム事業は住宅の解体も対象にしております。今後は、景観や防災、衛生環境に悪影響を及ぼす様な特定空き家等の見きわめを進め、関係機関連携のもと対処してまいります。

石川議員（再質問）

今答弁いただきました。まず主要道路の雑草対策についてですけども、私としては国道・道道、全線を２回草刈りしてほしいとは申し上げておりません。ただ、歩道の縁石の雑草やまた、道路の路肩のイタドリなどを代表とする大きな雑草だけでも、処理ができないものなのかというふうな話であります。歩道の雑草が繁茂している光景を見ると、いかにも、過疎でさびれたような町を連想させるからであります。住民それぞれが美しい町づくりに取り組んでいる時に、ここは国道だから、ここは道道だからということで、町では草刈りができないと。我慢してくれというのでは住民の努力は反映されないんじゃないかなという感じもいたします。主要道路沿線の住民の中には、自主的に沿道の草刈りをしたり、花を植えたりしてる人もいます。そんなささやかな光景を見ることで、心が豊かになったり、犯罪のない安心して暮らせるような町がつくられていくのかなというふうに思います。例えば歩道縁石の除草作業は、刈り刃をチップソウからナイロンコードカッターに取りかえ、刈り払い機で行えば、石の飛散や操作ミスによる怪我も防げると思います。また作業員等交通整理員数名で主要道路の転々とした歩道の雑草の箇所を回るだけでも、高額な費用にはならないのではないかというふうにも思ったりしているところです。そのあたりはどうお考えかお伺いいたします。ところで、１５線道路の広幌橋から南幌工業団地周辺は、歩道が草で歩行者の邪魔になり、路肩はイタドリなどの大きな草が生い茂っております。確かに防雪柵やガードレールなどがあるので、草刈りをするには障害になるかとは思って、それはわかります。しかし工業団地を販売するのであれば、周辺の環境整備をしないと、企業への販売というのはなかなか進まないのではないかというふうにも思います。１３号の晩翠工業団地にしても、同様

の状況かと思います。工業団地の入り口がそのような状況では、なかなか進出しようとする企業もためらうかもしれません。１件でも多く販売につなげるためにも、町独自で草刈りをする。そんな配慮があってもよいのかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。もしよその工業団地でも草なんて刈ってないよというならば、うちの町こそきれいにすることで、成約につながる可能性もあるかなというふうに思います。この不況の中で、いかにして販売をしていくかを考えた時、企業誘致はもちろん、住宅団地販売においても、町全体の景観や周辺環境だって入居する人には判断材料になるのではないかと思いますが、そこをどう考えているのか伺います。

次に、特定空き家対策ですけども、このことにつきましては、先だって新聞でも掲載されていましたが、道は本年度から空き家対策を進めるモデル市町村を指定して、専門家を派遣する取り組みも始めるというふうなことで、報じておりました。そういったことも含めまして、うちのまちでもぜひ進めるべきかなというふうに思いますけれど、町としてはそれなりに対応されているというようなことでありますが、ただ、この法律ですか、特措法に関してみますと、そういった具体的なことを進める上で、市町村は空き家等の対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を設置することができるというふうな形で言われています。実際、空き家に対して、その対処として、一方的な形ではなく、第三者機関というふうな形での設置をすることによって、万が一の場合にはスムーズに働くというふうなことで言われているんですけども、町が条例は制定しないにしても、法に基づいて進めていくというならば、そういった協議会という設置については、どうお考えなのか。第三者機関という形での捉え方をどういうふうに思われているのか。さらに、相談体制の整備が必要だというふうな形でも言われていますけども、それについてはどうお考えなのか、それをお伺いいたします。

町長（再答弁）

石川議員の再質問にお答えいたします。まず、思いはわかります。ただ国道・道道との交通量が町道とは全然違いますから。これは安全対策等々やらなければ、ただ、草刈り機持ってやればいいってものじゃないんで、車もとめなければなりませんし、当然そういう人員配置をしなければならないし。道路管理は先ほど申し上げたように、道道・国道それぞれ、巡回して回って安全性の確認をしてだめなところから早目にやっていただいておりますんで、私どもはそれを通じながら、できるだけ早くお願いしますという情報提供させていただいて、共にそういう部分の発見をして、大きな交通事故にならないようにということで、それぞれの管理者がやることになっております。ただ、一部交わるところは、町が率先して先にやってる場合もあると思いますが、そんなことを御理解いただきたい。あくまでも交通安全上、どうだろうかっていうことで、巡回して目視をいただいて、実際に道路管理者が立っていただいたりして、確認をしておりますんで。確かに、石川議員が言うように

工業団地にところが遅くてぼうぼうだよということはわかりますけれども、それを町がやるっていうことなると相当な費用、人員、それが必要ということが考えられますんで、今のところちょっとそこまでは、私どもは考えていなくて、住民からの強い要請があった、そういうことを道路管理者にお願いして少しでも早く処理をしていただくというふうに考えております。

それから、空き家対策に関してのお話でありますが、今のところ大きな、うちには該当する物件がほとんどない。特措法にある、まがいのが１点あるということでありますから、条例はまた別な角度、国のほうで網羅されておりますから、それ以外の条例をつくると町で独自で罰則規定とかそういうことも含めてやらざるを得ないということでありますんで、国の法律に基づいていいか悪いかということで、当該地主というか、所有者にお話をして撤去していただく、粘り強くこれはやっていかざるを得ない。やはり我々は、古い廃屋と言っても、本人にとっては財産でありますから、その辺を上手に話していかなければ、何でも行政がこうであるからってぼんとやればいいっていう問題ではないと私は思っております。やっぱり、そういうコミュニケーションをとりながら、理解をいただくということが大事ではないかなというふうに思っておりますんで、先ほど言ったように、町で法まで整備して空き家対策を考える必要は、まだ今のところはないと、そんなふうに思っております。そんなことも含めながら、ただあの、町としてはそういうのがいっぱい目立って、町が先に代替措置するような建物が多くならないように、事前にお話しをさせていただきたいなというふうに思っております。

石川議員（再々質問）

道路除草状況については、相手があっての話であるというようなことでありましたけども、ただ現実にその工業団地のそういった状況も、やはり見るに余るような状況もあるわけでして、そういった面では、確かにお金もかかるかかるのも事実でしょうが、少しでも草を抑えるぐらいなことのなにか措置もしていただいたほうがよろしいんじゃないかなと、あえて思うところであります。ただ、今町長おっしゃってましたけれども、住民から要請があればというふうな話ですけども、そういった工業団地の話についても、企業側からもし要請があるならば、動くというふうな話になるんでしょうか。本来でしたらそういったものが出る前に、町が対応するのが本来じゃないかなというような感じもするんですけども、そのあたり再度、お伺いしたいなと思います。

それと空き家に関してですけども、あくまで今のところうちの町にはないという話でしたけども、さっき言いました、そういう協議会設置だとかそういった対応については、物件が出た段階で即設置するだとか、そういう第三者機関に対しての体制をとるというふうな形になるんでしょうか。もうちょっと、後手後手にならないうちに対応する必要もあるんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりもお伺いいたします。

都市整備課長（再々答弁）

ただいま御質問ありました、空き家対策特措法に関して協議会の設定などについていかがか、についてお答えいたします。質問の中にございました、市町村計画、または協議会、第三者機関ですね、を設定するというようなことが、今回の法律の中に盛り込まれています。それぞれ、大きな役割があるんですけども、市町村計画につきましては、将来に渡って空き家をどういうふうな方向性で、解消していくのかといったようなこと。または、空き家がそういった場合の対応の方策を期間を定めて対応する方策を計画として立てるんだといったようなことが計画ということで位置づけられています。それと、協議会につきましては、議員おっしゃるとおりに第三者機関でございまして、これらは機関の例としましては地元の行政区の関係者の、町の方ですとか、景観等に配慮されるそういう職種でいらっしゃる住民の方ですとか、そういったような方がお入りになりまして、空き家のあるないというような判定、もしくは空き家の程度及びその空き家に対して、どう施しを進めていくのかといったようなことを、協議会の中で揉んでいくんだといったようなことで定義をされているようでございます。先ほど町長申し上げましたとおりに、関係各課集まりまして、ことしの春までにですね、調査を一旦外観目視ではございますけれども調べたところでは、ほとんど特定空家に該当されるような、建物、もしくは敷地の管理の程度ですね、には至ってるところは、ほとんどないということで、市街地の中には、皆さんも御承知かもしれませんけども、ございます。そこらについては、個別に関係各課と連携しながら、所有者の方、相続ですとかいろいろそういう立場がありますけれども、相続されていると思われる方に、そういう対応の折衝を行って、できない部分については、今現在あるような保証を町のほうで今進めているといったようなことで、ますます進行するような状態であれば、所有者に対して指導を行っていくと、いったようなことになるかと思います。そのほかの建物についてもだんだん特定空き家に近い状態になってくる状態であれば、それぞれの対応ということで、現在のところ進めていかなければならないなということで考えておりまして、法で定めておられますいろいろ方策については、今後の状況を見ながらですね、計画及び協議会などを検討していくことも必要かと考えておりますので、それらは近隣市町の動向などもですね、勉強させていただきまして、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

町長（再々答弁）

石川議員の再々質問にお答えいたします。道路については先ほど、申し上げたとおり管理者に粘り強く町民の声をもとに、やっぱり景観上も配慮していただくような、お話をさしていただいて、できるだけ早く処理をしていただくと。これは、これからも続けていきたいというふうに思っております。町がかわってやるということは考えておりません。それから、空き家対策については今、関係各課ともども課長が申し上げたように、それぞれ対策を事前にもう進めておりますので、今のとこ

ろ協議会等々は必要ないのかなと、そういうのがどうしても必要なことが出てこれば、それは設置をしてやらなきゃなりませんけども、まだそこまで至ってないんで、その辺は周辺市町村、あるいは国の動向を見ながら、考えていきたいというふうに考えております。

②「次期町長選挙に向けて」

石川議員

　では、２問目に移ります。次期町長選挙に向けてということでお伺いさせていただきます。町長は就任以来、リゾート問題を始め町村合併問題、財政問題など本町の将来を左右する大問題に遭遇し、ある一定の解決を見ることができたことは評価に値するものがあると思います。しかし、本町の人口減少は予想を上回り、かつて札幌のベットタウンとして１万人にまで伸びたものの、今では毎年１００人規模で減少しており、国立社会保障人口問題研究所による予測では２０４０年には５，０００人台にまで減少するとされています。また、高齢化に伴いさらに重要となる町立病院は、紆余曲折をたどりながら江別市の協力を得て医療業務は継続していますが、経営事態を見ると一向に赤字が減る様相はなく将来に不安を残していますが、何か方策はあるのか伺います。そんな中、来年１月に期限切れとなる町長は今後の進退をどのようにお考えなのか伺います。

町長

　次期町長選挙に向けての御質問にお答えします。人口減少を重点的に取り組むため、本年３月に南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであり、本年度から実施しています、子育て世代住宅建築助成事業を始めとした移住定住施策、小学校卒業までの医療費全額助成などの取り組みを着実に進め、本町の人口減少を抑制してまいりたいと思います。また、第６期総合計画の策定にあたり、町民各般、各層から広く御意見を伺い、今後の重点施策として位置づけてまいります。

　次に、町立病院につきましては、本年４月より、江別市立病院の支援を受け、総合内科医２名体制のもとに身近なかかりつけ医を基本に、総合的診療を行っています。入院患者の増加など、すぐに効果が見込めるものではなく厳しい状況にありますが、検診業務など予防医療の強化を図りつつ、引き続き経営改善に取り組み、持続可能な病院経営に努めてまいります。

　最後に、平成１７年１月に町長に就任以来、３期１２年、今任期は残り７ヶ月となりました。この間、議員各位並びに町民皆様の温かい御支援と御理解を賜り、次世代につながる夢のある故郷づくりの実現に向けて邁進してきたところです。しかしながら、本町は変革期を迎え、きわめて重要な時期にあり、解決を図らなければならない課題も残されています。また、私の後援会拡大役員会でも、課題解決に向け強く出馬の要請を受けていることから、町民皆様の御理解が得られれば、引き続き、町政を担わせていただきたいと考えております。

石川議員（再質問）

　答弁いただきました。別にここでこの問題につきまして、私は議論するつもりはありません。ただ、このような大きな課題がある中で、町長はどのように、これか

ら対処するお気持ちなのかを聞きたかったところであります。確かにこの問題は、なかなか解決できない大きな問題であります。人口減少問題につきましては、先ほど同僚議員からも、指摘や提案がありましたけども、今年度から子育て世帯住宅助成事業を行っているので、私としても期待したいところでありますが、資金や担保能力の条件でできる人は限られてくると思います。住宅建設ができなくても、この町に移住したいと、移住する人を促すとするならば、例えば町内の民間アパートの家賃助成、ただし期限つきかもしれませんけども、をするなど移住したくなるような、そういう政策が必要かなというふうに思います。また、町に活力を与えるべきではないかと思います。残念ながら本町の、商店街は全体的に活気がないのが現状で、それは江別や北広島に気軽に行けることから、地元での消費金額が低迷していることが要因であります。しかし、この町には見方によって近隣市町にはない魅力があると思います。リバーサイド公園、なんぽろ温泉、きれいな夕日、豊かな自然と主要都市の近郊であるということ、などの情報をおおいにアピールし、町外からの交流人口を今以上にふやせば、活気が生まれてくると思うのです。通過するのではなく、いかに足をとどめさせるかが課題ですが、それは道の駅の設置や、まちの駅などの充実もありましょうが、それによる経済効果とあわせて、移住定住につながる可能性もあると思います。さらに、受け入れる立場として、施設整備や接遇マナーをしっかり整えておかなければならないことは確かです。とにかく、夢のない魅力もない町には誰も期待しません。誰も移り住もうとは思わないものです。町長は、町のトップセールスマンとして先頭に立って、今以上に町を売り込んでいただきたいと思います。

次に病院経営ですけども病院経営を立て直していくには並大抵のことではないことは承知しています。いかにして、信頼される医師がいて、経営できるかが重要であり、それにより患者が町立病院の医師はいいよと、ほかの人に口コミで広がれば、次第に患者はふえていくんじゃないかなと思います。診療科目においても、内科そして眼科以外にも、現在月２回ペースで整形外科診療も行っているようですけども、江別市立病院とうまく連携をとって、利便性を高めていってほしいと思います。ただ入院患者が少ないことによる、収益の減少が悩みの種ではあります。高齢化が進む時代にあって、病院の存在は、まさに重要であります。２０１７年、療養病床を廃止などと厚労省では言われていますけども、ならば場合によっては、療養型病床をサ公住、サービス付き高齢者住宅に転換するといった大胆な改革も視野に入れて、病院改革に取り組んでほしいとも思います。町長は堅実な性格の方だから、これまで財政健全化をはじめとする行政改革が実行できましたが、しかし、時には将来を見据えた大胆な政策をとってもよいのではないかと思います。先ほどから各議員から出されている意見は、今、審議している第６期総合計画に向けた思いであり、どうやってこの町を発展させていくかということを真剣に思っての意見であります。私もそんな意味を込めて述べさしていただいていますけども、この総合計画を始め、引き続き町政を担わせていただきたいと町長はおっしゃいましたけれども、町長は

どのような気持ちで取り組まれようとしているのか。次期に向けての意気込みについてお聞かせいただきたいと思います。

町長（再答弁）

石川議員の再質問にお答えをいたします。人口が減少してるという大きな課題もございます。しかし、うちには財産がございます。それをどう活用できるかということであります。先輩たちがつくっていただいた、住宅団地、工業団地、可能性が私はあると思っています。ですからそれらの活用を当然していかなければなりませんし、また、それが活用されなければ、町の発展もなくなってくるだろうというふうに私は考えてます。ですから、確かに即、今日言って明日すぐ答えが出るものでございません。これは粘り強くやっていかなければなりません。新年度から子育て世代を対象にした住宅建築助成、あるいは医療費小学生まで無料化、相当お金をつぎ込んでいくわけであります。５カ年の契約でありますけど、多くの金であります。今までにない私はお金をつぎ込む覚悟をしているわけであります。本来であれば、地方創生からお金が５割来るはずでしたけれども、来ない。来ないけれどもうちは、そういう財産を生かしていくためにはどうしてもやらなければなりませんので、私は議員各位からの御理解をいただいて、予算が通ったと思っております。そのことを今後も継続しながら、若い人たちが少しでも、来ていただく。それから、いろんな課題うちはまだまだあります、大きな課題。これから議員の皆さんとも、課題解決に向かって知恵を出し合わなければならない。課題が多くあります。それを、めどをつけて、次世代が私の１２年で味わった、嫌な思いはさしたくないんで。自分の代でほぼある程度終わらせてあげて、それこそ、若い人たちが羽ばたいていけるような、南幌町をつくっていただける世代に渡したい、そんな思いであります。病院もしかりであります。いろんなことは言われております。厚生労働省も、もう十何年前から、療養型病床廃止って言ってるんですが、まだ廃止されておりません。ただ、国がある程度出した以上、そんなに長い期間そのままっていうことには過去の例からみてもないわけであります。で、我が町としてはどういう医療がいいのかどうか、それらも含めて、あと７カ月じゃとっても私は答えが出せないから、理解いただければ、そういうようなこともしていかなきゃならない。いろんな課題があります。だから本来は、課題に向かってあと７カ月全力投球です。次のことはまだ、どうのこうのっていうのは私は本来は違うと思っておりますが、こういう質問をいただきましたので、一部述べさせていただきましたけども、今、第５期計画の最後であります。私の任期中の最後の７カ月であります。町民から付託されたことを少しでも、全うすることが私の今の責務ではないかなと、そんな思いで、しかし、先ほど言ったように、次の世代に負の財産だけは、できるだけ残したくないなという思いでありますんで、御理解いただければと。

①「介護保険の新しい包括的支援事業について」

熊木議員

１問目です。介護保険の新しい包括的支援事業について。平成２７年度から国の介護保険制度が変わり、介護予防、日常生活支援総合事業が位置づけられました。事業の策定計画、実施については平成２７年度から２９年度までの３カ年で実施としており、本町では平成２７年度に第６期南幌町介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定し、平成２９年度実施に向け作業が進められています。また、地域づくりサロン事業や今年度始まった介護支援ボランティアポイント事業などが進められています。新しい包括支援事業では、在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などが上げられています。そこで４点伺います。

１、住み慣れた地域で安心して療養生活が送れるよう医療機関や介護サービス事業者との連携が必要となりますが、どのように計画しているのか。

２、認知症の早期発見、早期対応につながる具体的支援をどう考えているか。また、精神科医による認知症サポート体制をどのように築いていくのか。

３、生活支援サービスを支える仕組みづくりとして、介護ボランティアを育成し高齢者を支える人材育成の計画が示されていますが、平成２９年度実施の、地域支え合い推進員には専門的知識を持つ職員を配置する必要があると思うが採用計画はあるのか。

４、要支援１・２の方の対応として、今後も継続してヘルパー、デイサービスを受けられるか、新制度に移行しても現行のサービスを受けることができるように自治体として責任を持つことが必要と思うがどう考えているか。この４点について伺います。

町長

介護保険の新しい包括的支援事業についての御質問にお答えします。介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターが行う事業の中に、包括的支援事業の社会保障充実分として、在宅医療連携、認知症支援、生活支援体制が追加され、平成３０年４月までに全ての市町村で実施することになっております。

１点目の質問ですが、本町はこれまでに医療・保健・介護関係者による保健福祉医療サービス調整推進会議を月１回開催しており、昨年度からは、さらに町立病院と地域包括支援センター職員が在宅医療の情報交換を３カ月に１回行っており、今後もこれらの関係者との連携強化を図ってまいります。また、昨年度、町立病院医師が講師となり、町民が病気になっても安心して在宅療養ができるよう、町内の介護関係者を対象に在宅医療連携研修会を開催しており、今年度においても同様の研修会を開催する予定であります。

２点目の質問ですが、地域の身近な相談役として老人クラブ会長並びに民生委員、人権擁護委員の４７名に、在宅高齢者相談協力員を委嘱し、早期の認知症に伴う心

配事や問題行動を連絡していただく体制を整えています。連絡後は、速やかに保健師が訪問し、適切なかかわりや治療ができるよう対応しています。なお、平成２９年度からは認知症総合支援事業を実施することから、現在、町の事業でかかわりのある精神科医並びに町保健師が必要な研修を受講し、認知症初期集中支援チームを設置します。

３点目の質問ですが、地域支え合い推進員は、平成２９年度に配置を予定しておりますが、専門的知識のある方に限定していません。しかしながら、町の介護予防事業や地域の実情を十分に理解して活動ができるような方を、複数名の配置を検討しています。

４点目の質問ですが、現在の要支援１・２の認定者は１０９名おり、そのうちヘルパー利用が８名、デイサービス利用が１４名となっており、平成２９年度の新総合事業に移行しても、同様のサービスはそのまま継続して利用できます。

熊木議員（再質問）

再質問させていただきます。最初に、最後の４点目のところで、要支援１・２の認定者、１０９名おりということで、新事業に移行しても、そのまま同様のサービスができるっていうことでは、すごくそれは評価できるなと思います。それで質問いたします。平成２７年度からのこの事業なんですけれども、昨年、道内でも実施されたのが２市５町と聞いています。昨年の予算とか、この計画をつくるに当たって、説明された時には、近隣とかそれから先進地の事例を調査しながら研究していくっていう説明があったと思います。その点では、２市５町でやられている、そういうところの先進地の事例とかそういうのはどのように把握しているのか。そして、うちの町にも取り入れられることが何かあると感じておられるのか、その辺ちょっと具体的に伺いたいと思います。

また、精神科医なんですけれども、先ほどの御答弁では、今までの事業に関係ある精神科医がっていうことで、なっていますけれども、この本町には、どなたのことを指しているのか。それから、大きな事業になったときにいろいろ兼務している精神科医でも、そのままその事業としては組み込むことが可能なのかどうか、それも伺いたいと思います。

また、地域の支え合い推進員、それは先ほどの御答弁では、専門的知識がある方に限定していませんということですけれども、答弁で、複数名の配置を検討しているってことでした。これはコーディネーターと言われている方だと思うんですけれども、やはり今、介護の現場とかでいろいろ事件とかが起きていて、知識とかがあまりなかったり、それから知識とかそういう専門的なものがないゆえに、利用者に対しての虐待とかいろんなことが起きていろんな事件に発生しているんですけれども、やはり専門的知識を持ってる人に、かかわってもらうということで、やっぱりプロとしての判定とかいろんなことができると思うんですよね。気づきとかそういうことができると思うので、ぜひやっぱりそういう人を採用しつつ、さらにはボラ

ンティアを育てていくっていうのでは、その方たちの知識も参考に取り入れながらやってくっていう姿勢が必要ではないかと思うんですけれども、そこ再度伺いたいと思います。

また今、いろいろ国がいろんなことで方向を出してきて、その３カ年の中で実施するようにってことで進めてくる、そして第二次・第三次ってことで、どんどん進められてくるんですけれども、やはり現場の中では、限られた保健師さんとか、福祉課の職員とかの中で、それをやりくりするわけですから、で、そういう意味では、現場の体制としては、厳しい状況が生まれるんではないかなと想像するんですけれども、そういうのでは実際にはどうなっているのか、国がそもそもこの計画を出してきた時に、やはり今まで介護保険を適用して、国と道と市町村っていうところで、お金の配分をしてやっていたもの、国の予算を削るばかりに市町村にしわ寄せがいってると思うんですよね、同じように介護保険料を払っていながらも、十分な介護を受けられないとかそういう利用できないということが、あちこちで生まれているっていうことに対して、行政側がっていうか、やっぱり私は国に対しても現場はこんなに厳しいんだっていうような声を出していく必要があるかと思うんです。今、やられていることのほかに、新総合事業の中では、この後には今は要支援１・２を切り捨てるという形で、だけど本町はそのままのサービスを継続しているということでしたけれども、この後にやってくるのが、要介護１・２も切り捨てるという形の計画がつくられているんですよね。このあとそれがやられてくると、本当に今までその要介護３・４・５っていうね、重篤な方をふやさないために、要支援とかのサービスをいろいろ細かくやって、なるべくいろいろ介護の度数を上げないような努力をせっかく今まで積み上げてきたものが、すべて水の泡になってしまうっていうことと、やっぱりここの市町村とかそういう自治体も、大変困難な状況になると思うんですよね。ですからその辺を国が決めてきていることであっても、やっぱり現場からの声っていうのは本当に必要だと思うので、そこをちょっと町長に伺います。

また、サービスとか受ける方とか、昨年の御説明とかあったり、計画の中でもいろいろ聞き取り調査とかした中で、いろいろ通ってきたいんだけれども、なかなか足がないだとか、そういうような要望があったと思うんですよね。そういう人方に対して、どのような手だてをとっていくのか、その辺のお考えとかいろいろこういうふうに計画しているってことがあれば、そこも一緒に伺いたいと思います。

保健福祉課長（再答弁）

それでは御質問にお答えをいたします。まず１番目の御質問で、２市５町の実施をしていると、そのような中で、調査はしているのかということでございます。私どもは近隣の町、市の状況を把握しております。まず、総合事業に関しましては、長沼町が平成２７年の４月から、岩見沢市が本年の４月からという状況でございます。長沼町につきましては、先ほど申し上げましたように、２７年の４月ですから、

昨年の４月からでございます。ただ、状況を確認いたしますと今までの事業の継続で、多様なサービスは追加はしてないという状況でございます。それと同じく、岩見沢市も長沼町と同じような状況でございます。ですから今後、両市・町については、今後事業を進めていく中で多様なサービスを考えていくものという認識でございます。続いて、総合事業のほかにですね、各在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合整備事業という事業があるわけで、それぞれで実施年度が違ってございます。そういう中で、生活支援体制整備でございます。これは先ほどの３点目の質問の、地域支え合い推進員に該当する部分でございますけども、この部分で長沼町は平成２７年の４月から実施という状況でございますけども、長沼町については行政の職員が兼務をしているという状況です。それと由仁、栗山町については、２８年の４月から、ことしからという状況の中で、これについては推進員はまだ未定という状況でございます。

続いて２点目の質問でございますけども、精神科医が決まってればというお話でございます。今予定しているのは、現在、心の相談ということで、月に１回あいくるのほうで先生に来ていただいております。この先生につきましてはポロナイクリニックの高塚先生でございます。今、長沼町でも同じように委嘱をしているように聞いています。できれば、私どもも今まで地域に十分精通している医師ということで、この先生を予定しているところでございます。

続いて３点目、先ほど若干１点目で御説明申し上げましたけども、この推進員については、国の考え方では、専門知識を有さなくてもいいということでございますけれども、先ほど町長のほうからも答弁したように、やはり地域の実情を、また住民のニーズ、これらを十分把握をした中でコーディネートですね、この辺をやっていただける方ということですから、今後地域の資源、人材を発掘、そのような方を発掘していきたいと。ですから、例えばですよ、例えば保健師をやられていた方、看護師をやられていた方、それだとか社会福祉士の免許を持ってる方、これらを人材発掘をしていきたいというふうに考えてございます。

次に４点目の要介護１・２が今後切り捨てられるのかなという御質問ですけれども、まだ私どものほうには、そのような情報は入ってきておりません。要支援１・２が、総合事業の中に切り替わっていくということで、国のほうの考え方とすれば、当然、介護保険の抑制を図るという観点から、軽易なサービスについては、それぞれの地域の資源を活用してということですから、ＮＰＯだとかボランティアの活用という考え方で、私どももですね、その辺を十分に把握をした中で、今後取り進めていきたいと思ってますけども、今現実にヘルパー事業を利用されている方が、例えばごみ投げをするといったときに、そういうサービスは地域のボランティアだとか、そういうＮＰＯができるという考え方にも立ってますんで、今後事業展開の中でどういう形の資源があるのか。そのへんも十分検討してまいりたいと思っています。

最後の５点目の足の確保でございます。私どもも今まで事業の中で、地域福祉を

語ろう会を９カ所ほどをやらしていただいております。その中でやはりお年寄りになると、今まで車で運転ができたものがだんだんできなくなってきて、やはり足の確保が難しいというお話は十分聞いてございます。その中でもやっぱり地域の中で、そういう事業展開で皆さんが来れるような体制、そういうのも今後考えていきたいというふうに思ってます。ですから、すぐに、足の確保で町内の巡回バスが走ってますけども、それだけでは十分ではないという認識ではおりますけども、今後そういうのも含めてですね、足の確保を検討してまいりたいというふうに思ってます。以上です。

町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えいたします。介護保険制度、いろいろ改訂されて、いろんなことが出てきたりして、地方にとってはそんなにいいんじゃなくて、逆に重たく仕事の量がふえてると、そんなことから、あるいは介護する職員の方の働いてる勤務状況の改善も今、当然指摘をされて、国のほうも今、その方法で検討しているようでありますので、私どもは町村会等々利用しながら、現状を話しながら少しでも改善をしていただくお願いはしているところでございます。これからも、まだまだ不十分な点がたくさんありますんで、それを要求していきたい、そんなふうに考えております。

熊木議員（再々質問）

再々質問させていただきます。先ほど課長のほうからも丁寧に答えていただきました。それで何点か伺いたいんですけれども、自治体によっていろいろ地域の支援事業っていうか、それを今広げているところとか、なかなか取り組めないというところもあるんですけれども、例えば、そういう中で先ほど課長のほうでごみ出しの話がありましたけれども、やはりあのごみ出しがなかなかできなくなるっていうのでね、そういうものをボランティアなのか、なんかそういう制度の中で、こういうことができますよっていうものをやっぱりある程度リストを作っていくっていうかね、そういう作業がこれから必要になってくるんではないかなと思うんですよね。やっている自治体の中では、例えば紙おむつとかごみ袋の支給をされているところとか、あと高齢者の介護手当それを支給されている所とかがあるんですけれども、どこまで広げられるかってこともありますが、その辺のことも一緒にこの事業をやるときに、先進地の事例を参考にしながら取り入れていけるのかどうか、それをちょっと伺います。

それから、目標の中で安心して暮らすっていうところで、先ほど足のことも私お聞きして、今課長に答えていただいたんですけれども、町のほうではらくらく移送サービス事業が行われているんですけれども、これはそういう要支援の方とかがそれを利用できることなのか、それから、らくらく移送サービス事業の利用状況と、あと今後の展開っていうか、それちょっと急に振って悪いんですけれども、もしそ

れもお答えできればお願いしたいと思います。
　あとですね、先ほどＮＰＯとかボランティアっていうお話があったんですけれども、本町の場合なかなかＮＰＯが育っていないっていうかＮＰＯでそういうことを受けるっていう受け皿が、今のところはないと思うんですよね。それを町としてね、何かそういうような事業というか後押しをするっていうか、行政としてそういうような計画があるかどうかそれを伺いたいと思います。
　また、ついこの間も新聞に載ってましたし、ことしの計画、ことしから始まるので介護支援に町民にポイントをっていうことで、新聞にも載ってましたし、今これが取り組まれているんですけれども、行く行くはこういうポイント制度、こういうのに参加するボランティアさんを養成しながら、また研修会とかいろんなものをしながら、一躍を担ってもらうというか、そういうことにつなげて考えているのかどうか、それを伺います。
　精神科医のことは、先ほど伺って、長沼町が去年から取り組んで、たまたま長沼にいる精神科医だったので、そこはスムーズに新しい計画を作る時に、入っていただいてスムーズに移行できたっていうお話を聞きました。ですから同じ先生が当たってくれるっていうことで、心の相談とかに来ているので、そういう意味ではいろいろこう不安になっていることとかも、一緒にできるってことではよかったなとは思っています。
　町立病院との連携っていうかね、それも先ほどの中にあったんですけれども、今現在、町立病院では総合内科医が２人ということで、例えば町立病院の中にも、その精神科医っていうか月に何回かでもね、そういう医師が派遣とかされて来るとすれば、一緒に事業としては、町立病院も含めた機関っていうかそういうことがなってくるかと思うんですよね。その辺の計画があるかどうか、それを伺います。
それから４点目の質問の中で現在の要支援の１・２の認定者が１０９名、昨年の２８年・２９年の人口推計の中から割り出した、予想というか、その中ではことし平成２８年が１２９名、そして平成２９人が１３４名になるのではないかっていう推計が出されていたかと思うんですよね。それはあくまでも推計ですから、それで今利用されている方がヘルパー利用が８名と、デイサービスが１４名となっていますけれども、それでいくと５分の１の方がこれを利用しているということで、じゃあ残りの５分の４の方は自宅で普通に過ごされていて、何らそういうような問題はないのかって、そういう利用されていない方にも、どのような形で問いかけだったりをされているのか、その辺を伺いたいと思います。

保健福祉課長（再々答弁）
　それでは御質問にお答えをいたします。まず１点目のどういう事業で組んでいくのかという、リストだとかそういうものをつくっていってという御質問かと思いますけども、道内でもですね、まだ実施している市町村が少ないという状況で、ただ道外では進んでるところも多分あるんだろうなというふうに思ってます。そういう

中で先進地の事例も調査をしながら、また、栗山、由仁、南幌、まあ長沼はすでにやってますので、これらの３町とも今調整をして連絡会議を設けてですね、その中で事業の内容を検討していきたいというふうに、近々会議を開く予定でございます。

次に、２点目のらくらく移送サービスでございます。ちょっとあの、私、正確な数字は申し上げられませんけども、認定をいただいてる方で、自宅から病院という、通院のための事業でございます。これもかなり利用者が多いという状況で、ただ今回のこういう事業の中に、これらのサービスも組めるかどうかはですね、今後検討させていただきたいと思います。今の段階で、どうかと言われてもですね、ちょっとお答えは差し控えさしていただきたいと思います。

それと、３点目のＮＰＯの後押しはどうなのかという御質問でございます。南幌町内にＮＰＯが１つございます。ただ、そこがこういう事業に馴染むかどうかもございます。今後、そういう新たなＮＰＯを働きかける用意があるかという御質問だと思いますけども、今のところ、私どもは考えてございません。で、その中でボランティアの方が、今回こういう事業の中で一番、利用ができるのかなというふうに思っております。先ほどもお話あったように、ことしから事業をやってございます。介護支援ボランティアポイント制度ということで、これは今、介護事業所、それと町の事業、社協の事業、これらに参加していただいた方に対して、ボランティアポイントを付与してそれを返金するということで、ただこれはそういう事業の中で進めてますけれども、行く行くは、やはり地域に根ざしていただいて、地域の中で何かこういうボランティア活動ができないのかというものを私たちは目指しております。その中で、先ほどもお話したように、例えばごみ投げだとか、除雪の部分のお手伝い、そういうものができないか、今後これらも検討してまいりたいと思っています。

最後の５点目の町立病院については、町長がお答えするかと思いますけれども、５点目の１０９名の要支援１・２の方で利用されていない方はどうなのかということで、これについては、その月によって若干その事業を使ったり使わなかったりということで、数字は若干変わるかと思います。そういう中で、これらの方についてもこういう事業がありますということで、ケアマネのほうからも話をしておりますし、当然その方の容態を見て必要なサービスであれば、いずれも利用ができるという体制は十分とれてますんで、ただ、使わないということはお元気で今いると。ただ、中にはそういう認定をとってという方もおられるかと思いますけども、今のところそういう中でこれらの事業については十分周知をさせていただいております。以上です。

町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えいたしますが、精神科医を町立病院でどうだというお話でございますが、なかなかそういうとこに来ていただける先生が見当たらないと。この精神科を町立病院に、例えば週２日でも置く場合についても相当気をつけ

てやらなければ、難しい。それはいろんな自治体の首長からも話を聞いているところでありまして、当然、家族が知られたくないことの要件もあって同じ玄関同じ診察っていうのはなかなか難しいという話も聞いております。そんなことから含めると、そういう先生も来ていただけるということもなかなかない。そんな実情もありますので、町立病院で精神科を置いてどうのこうのっていう、段階ではないというふうに考えております。

②「町の景観を保護する条例を制定する考えは」

熊木議員

２問目に移ります。町の景観を保護する条例を制定する考えは、として町長に質問します。近年、町の玄関である道路沿いに産業廃棄物や一般廃棄物と思われる物品が、工業団地や農家跡地に置かれています。中にはリサイクル用品置き場として所有地に置かれているところがあるように見受けますが、道路へのはみ出しや、盗難、悪臭など地元への被害が発生していないのでしょうか。また、工業団地付近で見られる海洋関係と見受けられる堆積物は、町の玄関口として目立つ所でもあり、今後、遊水地や高規格道路が完成した時、、町の景観を鑑みて好ましくないと考えますが、行政として何らかの指導をすべきではないでしょうか。各地でも同様の業者が撤退した時、そのまま堆積物が残され対応に苦慮しているという状況が、テレビとか新聞で報じられています。北海道とも連携し対応すべきと思います。今後、景観条例など制定する考えがあるかどうか町長に伺います。

町長

町の景観を保護する条例を制定する考えは、の御質問にお答えします。最初の、道路へのはみ出しや盗難、悪臭などの被害に関してですが、町では道路にはみ出していると思われる場合については、交通事故の発生や冬季間の除雪作業等に支障にならぬよう、早期に移動するよう指導を実施しています。また、盗難、悪臭などの地元への被害につきましては、現時点では確認しておりません。

次に、工業団地付近の堆積物に関してですが、御指摘の企業については、廃プラスチック等の中間処理及びリサイクル業を営んでいる企業であり、敷地内に置いてある廃プラスチック類については、リサイクル製品の原料となるものですが、堆積量が増加しており、住民からの苦情もあることから、空知総合振興局で現地指導を行っています。

最後の景観条例などの制定に関してですが、本町の景観行政は、国が定める景観法及び本道を総括する北海道景観条例により、地域並びに広域的に良好な景観を保全することとし、今回の事例につきましては個別指導により対応することとなり、現在のところ規制目的とする単独条例の制定は考えておりません。

熊木議員（再質問）

再質問いたします。ただいま答弁いただきまして、まず悪臭とか、そういうものがないかっていうことでは、指導を実施しているってことでした。で、私質問する時に都市整備課のほうに伺いました。その中では、都市整備課だけでできる分野を超えているので、各課にまたがっているってことで、定期的に相談をしているっていうお話を伺ったんですけれども、いろんな課が関係ありますよね、そういう中で、例えば工業団地のほうはちょっと置いといて、農村地域の所にあるそのリサイクル

用品とかの置き場っていうのは、私が調べた中では町内には３カ所かと思うんですけれども、３カ所でいいのかどうか、そして何度か通ったりすると、はみ出していて、私が見たときはそういう指導する前だったのかなと思うんですけれども、いろいろこう機械だとか、電化製品とかっていうふうになると、これから気温とか上がってきた時に、火災とかね、そういうことの原因にもなりかねないかなと思うんですよね。それで、そこにはどこまでの指導権限が行政にはあるのか、それからそれはそういう用地を使って、備品を置くっていうのはどういう許可がいってどこに許可申請をして、どこからそういう許可をもらっているのか、その辺のところもわかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、それは工業団地のほうも一緒なんですけれども、先ほど質問の中でも申し上げたように、今ごみ屋敷とかいろんな形で、本当に社会問題になってると思うんですよね。今現在管理している、その会社なり個人でも所有しているところが機能している場合はいいんですけれども、やはりだんだんだんだんものを貯めて、それでぱっといなくなるっていうことが実際に起きていて、じゃあその時にその処理をどうするかっていうと、やっぱりそのまま放っとけないので、町の税金を使って処理するという形になるかと思うんですよね。ですから細かくチェックをして、やっぱり十分な指導をしていかなければ大変なことになっていくのかなって危惧するので、その辺ね、計画とかもしあれば、対策とかあれば伺いたいと思います。

また工業団地付近の堆積物なんですけれども、先ほど住民からの苦情もあることからっていうことで、空知振興局も入って現地指導を行っているということでしたけれども、どのような指導をされたのか。いつぐらいの時期から指導されていて、今現在、物がどんどんふえていって、それが運び出されているっていうふうにはなかなか見受けられないんですよね。そしたらどんどんどんどんたまってった時に、どうなっていくのかなっていうことは心配ではあります。それから、ちょうど橋を渡って南幌温泉を通ってくる時に、ちょうど高いところから降りてきた時に、真っ先にやっぱり目に飛び込んでくるんですよね。その景観が本当に好ましくないと思うんです。それは行政が強制的にはできないのかもしれないんですけれども、それでさっきどういうような指導がされたのかってことにつながるんですけれども、今はちょうど反対側、向い側のところが遊水地で、遊水地のところはくぎを立ててネットを張って作業してますよね。せめて何かそういうような形になって、目に触れないっていうのであれば、まだいいのかなと思うんですけども、その辺ではやっぱり、本当に連携とってやるべきだと思うのでその辺はどこまで、どんな形なのかっていうことをちょっと具体的に御答弁願いたいと思います。

町長（再答弁）

熊木議員の再質問のお答えいたします。先ほどいろいろお話しをさせていただきましたけれども、熊木さんは廃棄物、ゴミのような感覚で申し上げますが、所有者はやはり財産、有価物、そういう判定でございます。リサイクル業を営んでいると

いうことは、それを持ってきれいにしていこうっていう、今、見た目が非常に悪いということで景観上よくないんで私どもが、空知総合振興局あるいは、役場の担当が行って、説明をしているところでありますが、我が町には強制的な指導がなかなかできない。そんなことでございますんで、１点お願いして、何とかしてくださいと何回か空知総合振興局も行ったら、そしたらちゃんと塀をしたりだとかっていう、言葉ではそういうことの回答はあるんですが、期限が切れた時にまた行くとまた同じような答えを繰り返しでございまして、当然熊木議員御指摘のとおり、これが最後まで残ってしまうことになると大変なことになりますんで、私どもも注意しながら、そして、道のほうにお話をして、指導を強めていただいているところでありまして、なかなかこれは難しい状況でございます。本当に私どもは景観上よくないと、特に南幌の入り口でああいう状況っていうのは、私も何回も見てますし、何とかこれできないのかというようなことで行きますと、なかなかこれ法律を照らし合わせていっても、非常に解釈の違いが全然違いますので、ごみだろうというのと、やっぱり財産という考え方に立ちますと、大変厳しい状況でございますので、そういうことにならないよう、これは今熊木委員も御指摘いただいたんですけども、どこの地域でも最後はトラブルになりますよね。だからそのことにならないように、できるだけ早くと思って指導体制をとっているんですけども。是正を求める要請ぐらいしかとりあえずないんですが、粘り強くこれはやっていくしかないんで。今後も時間を見ながら、道の指導も仰いで、少しでもよくなるようにっていうことでしていこうと、その程度しか今のところ、法律いろいろ探ってもらったんですが、なかなか難しい。道もそういう指導に来ていただいてるという程度でありますんで、この辺が非常に難しさがあるという状況でありますが、思いはわかりますんで、私どもも黙って指くわえて見てるわけでなくて、事あるたびに接触をして、早く是正をと、だれがみてもいいような形にしてほしいなということでお願いをしているところであります。

熊木議員（再々質問）

今、町長の思いは伺いました。住民からの苦情があるということで、どのような苦情だったのかっていうことを先ほどお聞きしたと思うんですよね。それから、町内の物品を置かれているのが、３カ所かと私は調査の中では思ったんですけども、それでいいのかどうかということが２点、それから、先ほどの町長の答弁で、規制目的とする単独条例の制定は考えていないっていうことだったんですけれども、先ほど同僚議員の一般質問の中でも、６期計画に当たっていろいろこれから計画策定しますよね。そこの中でいろいろ意見とかを調整しながら、６期計画が１０年間ということなので、いい計画をつくっていくと思うんですけれども、今、景観条例っていうのは、あちこちの自治体で取り組まれていると思うんですよね。何も工業団地とか廃棄物とか、そのことだけで景観条例をっていうように思っているわけではなくて、町の景観をよくするっていう意味で、「なんと！なんぽろ」で今すごく町

をイメージして売りだしているところですけれども、そういう意味ではその町の景観の条例っていうことを、６期計画の中に取り入れていく考えが、今のところあるのかどうか、そこ伺います。

町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えいたします。苦情については、やはり見た目が悪い、景観が悪いということで、早く処理して、例えば塀でもつくって見えないようにするとか、そういう方向ができないのか、そういうことで南幌の入り口としては非常にいい環境ではないというようなことであります。どこがどうということじゃないですけれど町内では約７カ所ぐらいあるだろうということでございます。それから、条例につきましては先ほど申し上げたとおり、道の条例でちゃんとはまっておりますんで、町で特別条例をつくる、景観だけでいきますと、私は必要ないと。町でつくるとしたら罰則規定等々を盛り込んだ中で、もっと違う方法含めて、やらざるを得ないのかなというふうに思ってますが、今のところ北海道の条例で当てはまりますので、特別町が条例をつくる必要はない、それぞれの町で条例をつくってるところはあるんですが、それぞれ課題があって、つくらざるを得なくてつくってるという現状でありまして、うちも、そういうのが出てこればまた考えざるを得ないですか、今のところそういうことではないんで、条例制定については考えておりません。

振興局のことについては、町の考えと同じで道の条例に基づいて、景観がよくないということで、町と一緒になって指導して是正をいただくように指導を一緒にやっていくということであります。

①「公園遊具の見直しについて」

西股議員

公園の遊具の見直しについてということで、町長にお伺いいたします。最近、公園で遊ぶ子供たちが少なくなっている状況を踏まえ、公園の主役を子どもたちから高齢者を中心とした健康づくりの場として、また高齢者と子どもたちが一緒に楽しめる場としての機能を持った、公園の新たな形についての考えを伺います。本年３月末の南幌町の人口７，８９１人のうち、０歳児から１４歳までの人口は７１５人です。一方６５歳以上の人口は２，３５３人で、子どもの約3倍の人口になっている現状で、今後ますます高齢化は進むと言われています。先日上京の際、変わった遊具が設置された公園を見かけ、後日調べてみると介護予防公園と言うことで、高齢者の方の介護予防に役立つ安全な遊具を設置し、介護予防や健康増進につなげているとのことでした。本町は保健福祉課が中心となり、介護予防事業に取り組んでいますが、高齢の方々はもちろん、子どもから大人まで幅広く利用できる遊具を設置した公園をつくることで、色々な方々とのコミュニケーションが図られることも期待できます。子供向けの遊具の点検及び修繕・改修も計画的に行なわれていますが、先ほど述べた高齢化がますます進んでいくことを考慮し、既存の公園の遊具を介護予防遊具へ更新して行くことについて、町長にお伺いします。

町長

公園の遊具の見直しについての御質問にお答えします。町内には２７箇所の都市公園があり、そのうち市街地には、１３箇所の小規模な公園と、中央公園、柳陽公園を合わせて１５箇所の公園があります。また、あいくるや柳陽団地など遊具を備え付けた施設もあります。公園は、小さな子供たちから高齢者までが憩える場所として提供しているものでありますが、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンでもありますとおり、本町も少子高齢化により人口が減少し、高齢化率も高くなると予想されています。このことから、高齢になっても、日常生活の中に軽い運動やストレッチ体操を取り入れることで介護予防にも繋がるものと考えています。なお、健康遊具は気軽に楽しみながらバランス能力や歩行能力向上が期待されますが、一方で、健康遊具を子供が不適切な利用方法によりけがをする事例が発生しており、健康器具系施設に関する安全指針が策定されていますので、設置されている自治体の効果や活用方法等を調査してまいります。また、公園の遊具の更新につきましては、長寿命化計画に基づき実施しているところでありますが、今後は健康遊具も含めて第６期総合計画の中で検討してまいります。

西股議員（再質問）

再質問させていただきます。子供がけがをすると、健康遊具を使った中でけがをするというようなことで、回答の中にございましたけれども、これは健康の遊具に

限らずですね、公園に設置してある遊具を使った段階では子供というのは、ちょっと考えられないような使い方をしてけがをするということは、往々にしてあるのではないかなというふうに思います。ですから、こういうものというのは、けがをしないようにですね、何か対策を講じるということで防げるという部分はあると思います。この健康遊具というものについては、先ほどの回答の中にありましたけれども、いろんな効用というのはあります。ですからこういうものをですね、やはり早期にですね、町内に設置して高齢者の方々の健康維持、促進にですね、努めるというのも必要ではないかなというふうに思っております。今回は、回答の中では６次の中で検討していくということなんですが、私はこの６次の中で検討するのはそうなんでしょうが、調査を早目にいたしまして、早い段階でですね、これを設置するような形にしていただきたいなというふうに思います。特にモデル的な場所を１カ所でも設置しまして、保健福祉課がですね、中心となりましてこの使い方等ですね、説明するなり何なりという方法も講じた中でですね、やると有効的に皆さんが使えるのではないかなというふうに思います。先ほどから言われてる部分の、先輩議員等言われてる介護、福祉の中のですね、医療費の負担の削減にもつながるかもしれないというメリットもあるわけですから、６期の総合計画の中の早期でですね、実現できるような形でお願いしたいなと思いますが、この点について町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

町長（再答弁）

　西股議員の再質問にお答えいたします。いろんな施設そうなんですが、つくってからけがをすると行政がどうのこうのということになります。公園は、だれでも使えるということでございますんで、その表示やら、あるいは設置する遊具について吟味をしていかなきゃならないかなというふうに思っております。そして、高齢化率が非常に上がっている、例えば特に高い町内の市街地にある行政区、町内会で、特に高ければそういうことも、モデルとしては考えられるかなと思ってますが、全体の流れを踏襲しながら、あるいは今言った事前の事故を防ぐような対策も考えていかなければなりませんので、何とか早い時期にはとは思っておりますが、６次の中ではできるだけ早い機会にと思って、やはり出不精になるお年寄りを少しでも出て会話もでき、多少ストレッチになるような運動もできるという思いがありますんで、それらを十分、先進地も見て検討はさせていただいて、できるところから進めていきたいなというふうに考えます。

①「福祉避難所の指定と協定について」

志賀浦議員

町長に福祉避難所の指定と協定について質問いたします。本年４月１４日から１６日に熊本県から大分県にかけて、相次いでマグニチュード７の大地震が発生しました。死者数４９名、行方不明者１名、負傷者数１，６８４名、避難者１万８，４００人という災害被災者が出ています。平成７年の阪神淡路大震災、また平成２３年の東日本大震災、今回の熊本地震と２０年余りで大地震が３度起きています。北海道も対岸の出来事ではなく、備蓄等災害に備えていると思いますが、また、介助・介護の必要な高齢者や障がい者の避難場所と処遇について報道等で伝えられています。国は阪神淡路大震災を教訓に、福祉避難所の必要性を訴え、厚生労働省が推進する中、北海道は平成２４年９月時点で２６．３％の指定とのデータがあります。厚生労働省のホームページには、本町でも指定・協定済みの施設箇所にその他社会福祉施設１箇所と示されていました。これはどこを指定しているのか。また、早急に障がいの程度に応じた福祉避難所を指定・協定して、次に出される防災マップに記載する予定はないのか伺います。

町長

福祉避難所の指定と協定についての御質問にお答えします。本町の災害対策につきましては、平成２３年の東日本大震災以後、同年１１月に南幌町災害備蓄品整備計画を策定し、想定避難者１，０００名に係る１日３食分の食料と、避難生活に必要な備蓄品を、平成３０年度までの７年間の整備計画として取り組んでいます。また、避難所の見直しについても、公共施設等の耐震改修が平成２６年度に終了したことから、昨年度、一部避難所の見直しを行い、９月に災害種別ごとの避難所などを記載した避難カードを全世帯に配布したところです。

最初の御質問ですが、保健福祉総合センターあいくるを福祉避難所として指定し、平成２４年度に道補助金の活用により、一部備蓄品を先行して整備しました。しかし、福祉避難所に必要とされる医療用の備蓄品や医療機関等との連携、専門職員、相談員、ボランティアの確保など、未だ受入れの機能や体制が整っていません。今後、先進事例などを調査し、福祉避難所としての役割を果たせるよう取り進めてまいります。

次の御質問ですが、町では地震発生後に安否の確認を必要とする要援護者の方の名簿を整備しており、現在４４世帯４６名が登録されています。要援護者の避難場所は、保健福祉総合センターあいくるを指定しており、現段階では、町内の社会福祉施設等への指定・協定は行っていませんが、今後、要援護者の状況や福祉施設等の機能や利用状況を踏まえ検討してまいりたいと考えています。また、防災マップへの掲載は、福祉避難所としての体制が整った段階で行ってまいります。

志賀浦議員（再質問）

再質問をいたします。つい最近ですけれども、６月の１１日ですから、３，４日くらい前ですね。地震等調査委員会というところが、今後３０年以内に震度６弱以上が発生する確率マップというのを公表いたしました。空知管内では、岩見沢地区で６．２％で０．２％上昇という報道が出ていましたけども、また熊本地震でも１月時点では７．６％と低い予想でしたが、結果として４月に、震度７の地震が２度も発生しています。地震調査委員会のほうでは低い数字で安心情報とはせず、防災に役立てるよう、必要性があるっていうふうに、新聞のほうに書いてありました。そのように、いつ来るかわからないからと言いながらやはり備えは必要なのかなと思っております。また、南幌、またここの地区は、石狩低地東縁断層帯、岩見沢からずっと由仁町を抜けて苫小牧沖、日高沖までの長い断層帯なんですけれども、ちょうど南幌町の東側に断層があるという、西側に位置してます。こういう状況の中で３０年以内に来ると言うような地震ではないとしながらも、備えは絶対必要なのかなと。地震は起きないことにはこしたことはないんですけども、備えは必要と私は考えております。その中で私のほうで調べた中では、先ほどの２４年度分の、両方しかなかったんですけども、近隣ではほとんど取り組んでないように見えたんですけれど、もし近隣の町村で取り組んでるところがあれば、直近の情報があれば教えていただきたいなと思います。それからあいくるを指定した福祉避難所なんですけども、先ほどの町長の御答弁の中では４４世帯４６人というふうにあったんですけども、先ほどの熊木議員の答弁の中で、要支援者の１・２の方が１０９名でという話があったので、この辺の数字がどういうものなのか、例えば、要援護者というのは、介護を必要とする人を含めないものなのか。また登録されていますってことは登録しないとこれに該当しないのか。そして両方合わせていくともう２００名近く、またそれ以上になるかと思うんですけども。その辺のところまた教えていただきたいと思います。また今回あいくるはぽろろに資料館が移転したことによって、空きスペースがかなりできました。５０名１００名でも大丈夫なのかなっていうふうに安心はしてますけども、その中の部屋割、例えば高齢者の方、それから身体障害者、精神障害者、その他一緒に同居でき得ない障害の方、また乳幼児をかかえてる方。そういう区分でいくと、４つも５つも分けなくちゃいけないのかなっていうふうに思うんですけども、そのあいくるの中の避難場所割りというか、そういうのは想定されてつくっているのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、そのほかの施設で指定協定をするとしたら、町内に何カ所くらい対象となる施設があるのか。またつくるとしたら時期はいつごろになのか。取り組みますということは、早いうちなのかなと思ってんですけども。

あともう１点、協定を結んで取り組んでいく中で、弊害となるものはなにかあるのか、行政として支援していくもの、その他そういうものがあるのかどうかを伺いたいと思います。

総務課長（再答弁）

それでは１点目の福祉避難所の近隣の指定の状況でございますけども、南空知でございますけども、長沼町は、保健総合センターりふれを福祉避難所として指定しており、民間福祉施設との協定はしてございません。栗山、月形、美唄市におきましては、身体障害者施設または、特別養護老人ホーム、これらの民間施設と協定を締結している状況でございます。ほか岩見沢市、三笠市、夕張市、由仁町では、まだ民間との協定も含めて実施はしていないという状況でございます。以上です。

保健福祉課長（再答弁）

それでは２点目の要援護者の対象でございますけども、今、本町において要援護者を指定登録をしております。要援護者の中に、基準がございまして、まず身体障害者手帳２級以上を所持している夫婦、独居世帯、これは内部障害を除きます。続いて、療育手帳Ａ判定を持っている夫婦、独居世帯。続いて、精神障害者保健福祉手帳１級所持の方がいる夫婦・独居世帯。それと要介護３以上の認定を受けている夫婦・独居世帯。その他としてこれらに準ずる世帯ということで、指定をしておりますけども、そのうち、１級・２級、障害者が本町に１１１名おられます。それと、要介護３以上の認定を受けている方が、現在１７０名ほどおります。ですからこれを足すと２８１名ほどになります。このうち要援護者、ここに職員が行って、こういう要援護者の指定をしますということで、ただ地震があった時に御家族がいたりしますと、当然その方が援助をしていただけるということで、あくまで本人の希望でございます。私どもがそう思ってもですね、本人はいやいやいいですよという方も中におられます。そういうことで現在、うちで登録しているのは、４４世帯の４６名の登録ということになっております。

それと３点目のあいくる内の避難スペースでございます。当然、高齢者、精神障害者、乳幼児等もおります。今あいくる内の施設では約３００名の収容人数でございます。昨年、ふれあいホールが空きスペースになって、ふれあいホールとして今活用してますけれども、そこのスペースにおいても、約１００名ほどの収容ができるということでございます。それぞれの方に、この場所は高齢者、この場所は精神障害者という区分けはしておりませんけども、今２階も含めてですね、どういうところがこういう援護者に対していいのか、今検討してる最中でございます。そういう中で、現在のところはまだ確定はしておりません。以上です。

総務課長（再答弁）

民間福祉施設と協定するに当たりましての弊害という御質問だったんだと思いますけども、議員御承知のとおり、想定される社会福祉施設としましては、町内で例を挙げさせていただきますと、高齢者ということになればみどり苑、知的障害ということであればめぐみ学園、精神障害ということであればえぽっく、また老人はグループホームですとか、そういうところも想定されると思います。また、子供さん

含めて知的の部分では、特別支援学校というようなところが想定されるかと思いますけれども、メリットとしましては、やはり入所施設が主でございますから、機材ですとか物資ですとか人材ですとかそういうものが比較的揃っていると。また、専門的な職員が配置されておりますから、質の高いサービスを提供することが可能になりうるというような利点が言われております。一方で注意しなければならない点と言いますと、入所施設が主でございますから、どうしても定員というものがございます。現在、入っております定員の方々に配慮しながら、どの程度の方を受け入れることが可能なのか、その時の機材も人材も含めてですけども、そのような調整がまだできてございません。今後あいくるの福祉避難所として、またそれが不足するということであれば、どのような障害に対してどのような施設と、どのような約束を持って協定する必要があるのか先進事例を調査しまして、検討していかなければいけないのかなと、そのように考えております。以上です。

志賀浦議員（再々質問）

再々質問いたします。再質問の中で、どこまでの数だったのかなと思いながらいたんですけども、大体内容わかりました。もう取り組みも、もししていただけるんであれば、早いうちにしていただければなと。あと今言われた施設を各施設の中、耐震に耐えうる場所なのかとか、そこら辺がちょっとネックなのかなと思ってます。逆に言うと、みどり苑であれば、デイサービスのスペースがあるし、めぐみ学園であれば体育館もあるし、養護学校でも体育館のスペースがあると。そして通所があれば通所分は震災があれば通所できないわけですから、そのスペースがあくということで、ある程度指定は可能なのかなと。あとは、その中で避難所の概念と言うのは、厚生労働省のやつを読みましたけれども、あれを見るとかなりの問題があるのかなと思っています。例えば電気の確保であるとか、水の確保であるとか、その他トイレであるとかいろいろ書いてありましたけども、そうすると、既存の今使われてる施設が一番いいのかなと思うので、できるだけ早い時期に、その法人なりを集めて協定していただけるように努力していただきたいなと思ってます。

最後に一つ聞きたいんですけども、今、例えば震災が起きた時にみどり苑なりあいくるなり養護なりえぽっくなりってところが、まあえぽっくは通所ですよね、その時に避難場所になっているところが、自分の施設から離れちゃってるところがあるかと思うんですよね。それは施設内にとどまっていても、例えばそういう時に今回熊本の中で問題になったように、支援物資が届くのかどうか。今回新聞等でも問題になっていたのが、精神障害者の子供連れた親が、支援物資を受け取る列に並ぶけれども子供がじっと待ってられない、精神障害者ならそうですよね、その状況で支援物資を受け取ることができなかったと、そしてあきらめたと、そして自宅に帰りましたと、そういうのがよく特集されてました。だから、僕が今聞きたいのは、震災が起きて避難場所は決まってるけども、避難しなくていい、そういう施設にいて留まっていたところには、支援物資が届くようなシステムにしなくちゃいけない

というふうに思ってるんですよ。だから今言われた、老人施設は、特養の場合でしたらきっともってベットがあるから、移動すること無理だろうと思ってるんですけども、ほかの所、足が使えるところ、例えばマイクロ持ってれば動けるわっていうけども。そこは指定した場所に行かなければ、物資ももらえないようでは、話にならないのかなと。そういう時にはとどまってもしっかり行政が、そこの名簿を把握して、人数分届けるシステムができるのかどうか、その辺だけ最後伺って終わります。

町長（再々答弁）

志賀浦君の再々質問にお答えをいたします。基本的には届けるように努力するしかないんです。ただ、地震というのは車がいのく程度の地震なのか、その辺の把握もありますので、こうやって言うけど実際は来なかったとか、いろいろあるんでしょうけども、その程度を見ないと、私どもは届けるという努力をしていくっていうのは当然持っているわけでありますので、志賀浦君が想定してる大きさと私が想定している大きさが違えば、当然全然違うので。うちの町と言えど本当に道路がちゃんと繋がっているかどうか把握をしなくちゃならない。だから即できるかどうかは、現実にならないとわかりませんが、基本的には届けると、それが行政の責任ではないかなというふうに思っています。